

長岡市の入札・契約制度
改革への提言
(最終報告)

令和元年 10 月 25 日

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会

はじめに

私たち長岡市入札・契約制度に関する検討委員会は、長岡市役所職員が市発注工事の入札に関する情報を漏えいして、入札談合等関与行為防止法違反に問われた事件を受け、職員の職務遂行の公正性の保持と公務に対する社会的信用の回復を図るため、平成31年（2019年）2月に設置されました。

当委員会の任務は、市発注工事の入札・契約制度について検証し、公正性及び透明性のより高い制度の構築に関する検討を行うことです。

当委員会は、制度全体の検証や他自治体の事例調査、事業者へのアンケートなどを実施し、6回の審議の後、去る6月17日に、事件の対応等で急ぐべき3点について中間報告を行いました。

その後、引き続き入札制度の4項目及び多様な入札制度について、4回にわたって審議を行いました。この度、その結果を中間報告の内容と合わせて、最終的な提言といたします。

長岡市長におかれましては、不正行為の再発防止と長岡市民の信頼の回復に向けて、この提言に基づき、入札・契約制度の改革に取り組まれるよう希望します。

令和元年（2019年）10月25日

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会
委員長 沢田克己

目 次

| | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 入札・契約制度改革の理念 | 1 |
| 2 | 理念を実現するための考え方 | 1 |
| 3 | 理念を実現するための考え方に基づく方策の提言 | 2 |
| 4 | 入札・契約制度の現状と確認・検討結果（3の提言の再掲含む） | 6 |
| | （1）入札・契約の種類 | |
| | ① 一般競争入札 | |
| | ② 総合評価方式（試行） | |
| | ③ 指名競争入札 | |
| | ④ 随意契約 | |
| | （2）長岡市独自の入札制度 | |
| | ① 安全安心地域づくり工事（3（3）の方策の再掲） | |
| | ② 一抜け方式（制限付き一般競争入札・指名競争入札） | |
| | ③ 概算数量発注方式 | |
| | （3）入札方法等の運用基準 | |
| | ① 発注標準表 | |
| | ② 入札参加業者 等級格付基準 | |
| | ③ 指名数 | |
| | ④ 制限付き一般競争入札の入札参加資格要件 | |
| | ⑤ 入札方法等に係るその他の条件 | |
| | （4）予定価格及び最低制限価格 | |
| | ① 予定価格 | |
| | ② 最低制限価格（3（1）の方策の再掲） | |
| | （5）入札・契約の手続き（事務処理・情報管理） | |
| | （6）情報公開（設計額、予定価格、最低制限価格） | |
| | （7）指名停止措置（3（2）の方策の再掲） | |
| | （8）入札結果の監視 | |
| 5 | 多様な入札制度の検討結果 | 26 |
| 6 | 資料編 | 31 |
| | ・長岡市の入札・契約制度に関する事業者アンケート結果の概要 | |
| | ・長岡市入札・契約制度に関する検討委員会設置要領 | |
| | ・長岡市入札・契約制度に関する検討委員会の開催状況・検討経過 | |
| | ・長岡市入札・契約制度に関する検討委員会委員名簿 | |

1 入札・契約制度改革の理念

このたびの市発注工事に関する職員の入札情報の漏えい事件の再発防止を目的として、競争性と工事品質の確保を図りつつ、公正性と透明性のより高い入札・契約制度を構築すること

2 理念を実現するための考え方

(1) 情報漏えいを働きかける動機を極力失わせる。

- ・これまで市では、積算に基づき工事価格を算出し、予定価格及び最低制限価格をあらかじめ設定のうえ、その情報を管理してきた。
- ・今回の事件は、入札に係るこうした情報を事前に漏えいするよう利害関係者から働きかけがあったものであり、今後も市が情報を保有する限り、同じような不正がいつでも起こり得る危険性がある。
- ・したがって、事件の再発防止のためには、利害関係者に価値のある情報を市が一切保有しないことが考えられるが、工事品質を確保しつつ入札・契約事務を適正かつ公正に執行するためには、職員が積算を行って情報を適切に管理することは今後も必要である。
- ・以上のことから、市が保有する情報の漏えいを働きかける動機を極力失わせるような仕組みに見直すことが重要と考える。

(2) 不正行為への抑止力を強化する。

- ・働きかけの動機を失わせたとしても、市が入札・契約に関する情報を引き続き保有することには変わらない。
- ・したがって、今後も、落札につながる何らかの手がかりを得たいと考える利害関係者が現れるおそれがある。
- ・そのため、そのような利害関係者の不正行為を未然に防止するための方策をあらかじめ講じ、抑止力を機能させる必要があると考える。

(3) 入札における競争性を一層高める。

- ・事業者の参加資格要件を特定の範囲に固定して行う形態の入札では、競争性が十分に発揮されにくい傾向にあると考えられる。
- ・市の過去の入札状況を検証し、そのような傾向にあるものについては、工事品質の確保にも十分留意しつつ、入札参加事業者の競争性をより一層高める方策を講じることが、公正性と透明性がより高い制度を構築することにつながると考える。

3 理念を実現するための考え方に基づく方策の提言

(1) 情報漏えいを働きかける動機を極力失わせる方策

○ 最低制限価格制度の見直し

市があらかじめ最低制限価格を設定せず、入札後に一定の条件を満たす事業者の入札額の平均額を基に最低制限価格を算出する「変動型（平均型）最低制限価格制度」を導入する。

なお、制度の検討にあたっては、最低制限価格制度の意義に鑑み、ダンピング受注の防止による公共工事の品質確保に留意されたい。

また、最低制限価格の算定式は公表されたい。

<委員会における意見等>

- ・概ね過去10年間の落札状況では、最低制限価格と同額の落札も多いが、落札を狙ったために最低制限価格をわずかに下回るような入札も多いことが分かった。
- ・各事業者が、過去の工事設計書を閲覧して市の積算の傾向等を研究し、予定価格や最低制限価格を容易に推計できる状態になっていることは分かった。しかし、発注者側が積算を年々複雑化することによって、事業者が工事品質の向上や現場の適正管理よりも積算の解説に注力するとしたら、好ましいことではない。
- ・落札するために日々研究努力を重ねている各事業者からすれば、今回の事件のようなことはあってはならない。しかし、今後も同じような働きかけが起こる可能性があるため、当委員会としては、職員が情報を漏らさない対策の検討に力点を置くのではなく、働きかけの動機となるような情報を持たない制度を目指すことが適当ではないか。
- ・「変動型（平均型）最低制限価格制度」は、最低制限価格を市側であらかじめ設定せず、入札参加事業者の入札額により決定するものであり、長岡市に適った制度ではないか。ただし、平均の求め方や係数の運用基準等については、全国の団体で様々なものが見られるため、過去の入札状況等をもとに、市の方で競争性と工事品質の両面を確保する観点から最も適したものを検討することが良い。
- ・低入札価格調査制度をすべての工事に導入（最低制限価格制度を廃止）することは、落札業者決定までの時間を要し発注側・受注側とも手間がかかる等の課題がある。
- ・また、最低制限価格を、開札時にランダム係数に基づいて決定する制度は、結果的にはくじ引き入札同様に事業者の積算意欲を削ぎかねず、また、ランダム係数の情報を市があらかじめ保有していることになるので不適當ではないか。
- ・予定価格の入札前公表について、導入済みの団体では予定価格との同額入札やくじ引きの増加が見られる。また、最低制限価格が入札後に決定されるようになれば、予定価格の情報を事業者が求めることの意味があまりなくなるのではないか。

(長岡市の現状)

設計額 130 万円を超える全ての工事に最低制限価格を設定（予定価格の 70%～90%）している。

※ 算定式

直接工事費×1.0+共通仮設費×1.0+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.55
(千円未満切り捨て)

なお、事件後の暫定的な措置として、最低制限価格の算定式を公表している（平成 31 年 2 月 14 日より）。

(制度説明)

最低制限価格はダンピング受注の防止を図るためのものである。ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、従事する者の賃金などの労働条件の悪化等につながりやすく、建設業の健全な発展を阻害するおそれがある。

また、最低制限価格は落札者決定の過程で、有効となる入札額の下限となるものである。

(2) 不正行為への抑止力を強化する方策

○ 指名停止措置基準の厳格化

入札情報漏えい事件が二度と発生しないよう抑止力の強化を目的として、『贈賄及び不正行為等に基づく措置基準』のうち、「贈賄」、「独占禁止法違反行為」及び「競売入札妨害又は談合」について新潟市と同水準まで厳格化する見直しを行う。

<委員会における意見等>

- ・二度と不正を起こさないよう、これまで以上の「抑止力」を働かせる必要がある。
- ・再発防止に向けた不退転の決意を表すためには、指名停止期間の厳格化は止むを得ないものとする。
- ・富山県内の都市では全国知事会の方針に準拠した措置期間としていたが、それでも長岡市と同様の情報漏えい事件が起きてしまった現状を踏まえ、さらにそれより厳しい新潟市の措置期間と同水準まで引き上げることが適当ではないか。
- ・例えば、ある社員が自社を陥れようとして不正を行った場合も、指名停止措置を受けるのは社員でなく事業者となる。仮に措置を受けた場合には、事業者と他の社員の死活問題につながり、非常に厳しいものであるため、厳格化には慎重な議論が必要。
- ・事業廃止に追い込むことが厳格化の目的では無い。一度措置したらそれで終わりではなく、その後の裁判等を通じて不正行為の背景や新たな事実が分かったような場合は、それに応じた適切な対応を望む。

(長岡市の現状)

「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」の比較

| 措置要件 (自発注工事に関するもの) | 措置期間の範囲 | | | |
|--|---------|-----------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| | 長岡市 | 新潟県 | 新潟市 | (参考) 富山県 |
| 1 贈賄 次の者が逮捕又は起訴 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 | | 4～12 か月 3～9 か月 2～6 か月 | 12～24 か月 9～18 か月 6～12 か月 | 8～24 か月 6～18 か月 4～12 か月 |
| 2 独占禁止法違反行為 | | 3～12 か月 | 12～24 か月 | 6～24 か月 |
| 3 競売入札妨害又は談合 次の者が逮捕又は起訴 ア 代表役員等 イ 一般役員等・使用人 | | 4～12 か月 3～12 か月 | 12～24 か月 12～24 か月 | 8～24 か月 6～24 か月 |
| 4 建設業法違反行為 | | 2～9 か月 | 2～12 か月 | 2～9 か月 |
| 5 不正又は不誠実な行為 | | 1～9 か月 | 1～12 か月 | 1～9 か月 |
| 6 暴力的不法行為等 (措置期間が最長の事案) | | 12 か月以上 | 12 か月以上 | 当該事由に該当しなくなったと認めた日まで |

(3) 入札における競争性を一層高める方策

○「長岡市安全安心地域づくり工事」の実施手法の見直し

本制度の趣旨（災害時の復旧工事は、市と災害協定を締結している各地域の建設業者が担っていることから、生活道路等の建設・修繕に係る工事は、当該地域又は近隣地域の建設業者が施工することが望ましい。）を踏まえながら、事業者選定については、入札の競争性確保を図るため、当該地域に限定せず、近隣地域を含めた複数地域から選定する。

<委員会における意見等>

- ・最低制限価格を入札後に決定する制度に見直すための前提として、入札参加事業者間の競争性が十分に確保されていることが重要である。
- ・過去の落札状況を確認すると、「長岡市安全安心地域づくり工事」が高落札率となっている傾向にあることが認められる。同工事の入札参加資格要件は、地域の事業者に固定して閉じられており、競争性が十分に確保されているか疑問である。
- ・市町村合併によって広大な市域を有し、自然災害も多い長岡市においては、普段から地元事業者を適切に維持・育成し、有事に率先して対応してもらうことは、市民の安全安心を確保するうえで重要と考える。

- ・同工事制度の意義は理解するが、入札の競争性や透明性等を検討することが、当委員会に与えられた使命である。
- ・全国的に自然災害が後を絶たない中、少子高齢化の進む長岡市が住民の安全安心を支える同工事制度を必要とする趣旨は尊重するが、他と比べ落札率が高くなっている点については見直しが必要と考える。
- ・同工事の入札参加事業者を固定化せずに、施工地と異なる周辺の他地域の事業者も必ず選定するよう見直し、競争性が常に働くよう見直すべきである。ただし、入札参加事業者の選定基準等については、市自らが最も適したものとなるよう検討されたい。

(長岡市の現状)

長岡市は、合併で広域となるなか、市民の安全確保に直結する道路等は、災害時等において早急に復旧する必要があり、市と災害協定を締結している各地域の建設業者がそれを担っている。

そこで、短期間で復旧工事を完了するため、生活道路等の建設・修繕に係る工事は、施工地と同地域又は近隣地域の建設業者が施工することが望ましいとの考えから、指名業者選定又は入札参加条件をそれらの地域に限定した制度である。

ア 指名競争入札

- 導入時期：平成 25 年 6 月（試行）
平成 27 年 4 月から本格実施
- 対象案件：設計額 130 万円を超え 2,000 万円未満の工事
※ 災害復旧工事（2,000 万円未満）は安全安心地域づくり工事で発注
- 工事種別：土木一式、下水道管渠工事、管工事（消雪施設及び水道管）、水道管

イ 制限付き一般競争入札（試行）

- 導入時期：平成 28 年 4 月
- 対象案件：設計額 2,000 万円以上 3,000 万円未満の工事
- 工事種別：土木一式、下水道管渠工事、管工事（消雪施設及び水道管）、水道管

なお、平成 30 年度の安全安心地域づくり工事の落札率は、指名競争入札が 97.19%（通常工事※比+2.07%）、制限付き一般競争入札が 95.09%（同比+3.79%）となっている。

※ 「通常工事」とは、上記工事種別のうち安全安心地域づくり工事以外の工事をいう。

4 入札・契約制度の現状と確認・検討結果（3の提言の再掲含む）

（1）入札・契約の種類

① 一般競争入札

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

一般競争入札とする設計額基準等については、現行の基準を維持されたい。

ただし、入札の競争性と透明性を高めるためには一般競争入札を拡大すべきであることから、経済情勢の好転や人手不足の解消など、地域建設業を取り巻く環境が改善した場合は、基準の引き下げを検討されたい。

<委員会における意見等>

- ・現在、一般競争入札となる設計額の基準は「2,000万円以上」（指名競争入札は2,000万円未満）であるが、一般的に指名競争入札は高落札率となる傾向にあり、長岡市においても同様の傾向があることから、競争性を高めるためには、当該基準を「1,000万円以上」まで引き下げるなどの検討が必要ではないか。
- ・入札は、一般競争入札が原則とされており、指名競争入札は、入札の透明性と競争性が確保されにくいいため、一般競争入札とする設計額の基準について、現行の「2,000万円以上」を以前の基準である1,000万円まで引き下げるべきである。
- ・原則を尊重しつつも、地域経済の活性化や中小事業者の人材確保という観点からは、現行の基準のままでも指名競争入札の指名業者数を増やすことで、透明性・競争性と合わせて受注機会が確保されるのではないか。
- ・基準額を引き下げた場合の地域の事業者への影響が不透明であり、判断が難しい。
- ・委員会が立ち上がった背景を踏まえると、「長岡市の入札・契約制度が変わった」ということを市民や事業者が明確に分かるようにすべきではないか。
- ・設計額の基準は、景気動向とはあまり関係がないものであり、また、指名競争入札では、指名のない事業者が入札に参加できないデメリットがある。
- ・事業者のアンケート結果から、地元建設事業者の厳しい現状が伺えることを勘案すると、一般競争入札の範囲が拡大されたときに、中小の建設事業者がさらに厳しい競争に耐え得るか心配である。
- ・事業者のアンケート結果から、中小の建設事業者が人手不足や人材確保に苦慮している状況なども読み取れることを踏まえると、一般競争入札の拡大により、これまで以上に受注できなくなる状況が生じるとしたら、それは当委員会が望むこととは異なり悩ましい。

（長岡市の現状）

- 制限付き一般競争入札
- 設計額2,000万円以上の建設工事（平成23年4月改定）

○ 地域要件、工事成績、施工実績等の参加要件の設定

※ 特定共同企業体（JV）結成は、設計額1億円以上で執行する。

（制度説明）

公告によって不特定多数の者を募集し、入札によって申込みをさせる方法により競争させるもので、その申込者のうちから、自治体に最も有利な条件を提示した者（総合評価方式もある）を選定し、その者と契約を締結する方式

② 総合評価方式（試行）

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

今後も同方式による実施が適当な工事があった場合には、可能な限り実施すべきである。

<委員会における意見等>

- ・積雪等により工期に制約がある長岡市では、外部アドバイザーの意見聴取などから開札まで3か月程度を要するため、発注側・受注側ともに対象拡大の障害となっていることが分かった。
- ・今回の事件の原因が設計額（工事価格）の情報漏えいであったため、価格だけでなく技術力も評価して落札者を決定する「総合評価方式」等の多様な入札制度の検討も進めるべきではないか。
- ・「総合評価方式（試行）」では技術評価点に差がつかない傾向があることについて、「配点などは外部アドバイザーの意見を踏まえて設定しているものの、差がつきにくく、過去の実績の有無により決定される項目も多いため、新たな観点から評価項目を追加することなどを検討している」と市から説明があった。
- ・簡易（提案）型の件数が少ない理由について、「本市においては、事業者からの提案で工事内容に大きな差がつくような発注規模の大きい工事件数が少ないこと、同方式は手続きから着工まで長期間を要するが、降雪という地域特性も踏まえると、それだけの期間を確保できる工事件数が現状においては年に1～2件程度であること」と市から説明があった。
- ・対象となる工事（金額）について、「市の内規は3千万円以上と定めているが、実際、同手法による実施が適当と思われる工事（評価の際に差が見て取れる規模の工事）は1億円以上の工事が多い」と市から説明があった。

（長岡市の現状）

○ 設計額 3,000 万円以上の建設工事で長岡市建設工事入札参加資格等審査委員会（以下「入札参加資格等審査委員会」という。）が適当であると認めた工事

- 安全対策等の提案、施工実績・地域貢献度、入札価格を総合的に評価する「簡易提案型」により実施。(年間2件程度)

(制度説明)

入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して、発注者にとって最も有利な者を落札者として決定する方式。入札価格以外で評価する部分としては、工期や、安全性、環境への配慮などがある。

③ 指名競争入札

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

指名競争入札とする設計額基準等については、現行の基準を維持されたい。

ただし、入札の競争性と透明性を高めるためには一般競争入札を拡大すべきであることから、経済情勢の好転や人手不足の解消など、地域建設業を取り巻く環境が改善した場合は、基準の引き下げを検討されたい。

＜委員会における意見等＞（4（1）①の委員会における意見等の再掲）

- ・ 現在、一般競争入札となる設計額の基準は「2,000万円以上」（指名競争入札は2,000万円未満）であるが、一般的に指名競争入札は高落札率となる傾向にあり、長岡市においても同様の傾向があることから、競争性を高めるためには、当該基準を「1,000万円以上」まで引き下げるなどの検討が必要ではないか。
- ・ 入札は、一般競争入札が原則とされており、指名競争入札は、入札の透明性と競争性が確保されにくいいため、一般競争入札とする設計額の基準について、現行の「2,000万円以上」を以前の基準である1,000万円まで引き下げるべきである。
- ・ 原則を尊重しつつも、地域経済の活性化や中小事業者の人材確保という観点からは、現行の基準のままだでも指名競争入札の指名業者数を増やすことで、透明性・競争性と合わせて受注機会が確保されるのではないか。
- ・ 基準額を引き下げた場合の地域の事業者への影響が不透明であり、判断が難しい。
- ・ 委員会が立ち上がった背景を踏まえると、「長岡市の入札・契約制度が変わった」ということを市民や事業者が明確に分かるようにすべきではないか。
- ・ 設計額の基準は、景気動向とはあまり関係がないものであり、また、指名競争入札では、指名のない事業者が入札に参加できないデメリットがある。
- ・ 事業者のアンケート結果から、地元建設事業者の厳しい現状が伺えることを勘案すると、一般競争入札の範囲が拡大されたときに、中小の建設事業者がさらに厳しい競争に耐え得るか心配である。
- ・ 事業者のアンケート結果から、中小の建設事業者が人手不足や人材確保に苦慮している状況なども読み取れることを踏まえると、一般競争入札の拡大により、これまで以上に受注できなくなる状況が生じるとしたら、それは当委員会が望むこととは異なり悩ましい。

(長岡市の現状)

- 設計額 130 万円超から 2,000 万円未満の建設工事（平成 23 年 4 月改定）
- 設計額 50 万円超の測量・建設コンサルタント等業務委託

(制度説明)

ある一定の資格を有する者のうちから特定多数の競争入札者を選んで競争入札をさせ、地方公共団体に最も有利な価格で申込みをする者との間に締結をする契約方法。

④ 随意契約

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

今後も適正に運用し、状況の変化に応じて制度を適切に見直しをしたい。

<委員会における意見等>

- ・早急な対応が迫られる災害復旧時、随意契約は応急復旧工事のみ限定して適用し、本復旧工事については適用せずに競争入札に付していることが分かった。

(長岡市の現状)

設計額 130 万円以下の建設工事、設計額 50 万円以下の測量、建設コンサルタント等業務委託は所管課で執行。

(制度説明)

競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択し締結する契約方法。

随意契約は、次の要件に合致する場合にのみ認められる。

- ① 予定価格が長岡市財務規則別表第 4 に定める金額を超えないとき（少額随意契約）
- ② その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき（不適条項）
- ③ 障害者支援施設、シルバー人材センター等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき（障害者、高齢者、母子関連の一定契約）
- ④ 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等の契約をするとき
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき（不利条項）
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき（入札後随意契約）
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき

(2) 長岡市独自の入札制度

① 安全安心地域づくり工事（3（3）の方策の再掲）

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

ただし、本制度の趣旨（災害時の復旧工事は、市と災害協定を締結している各地域の建設業者が担っていることから、生活道路等の建設・修繕に係る工事は、当該地域又は近隣地域の建設業者が施工することが望ましい。）を踏まえながら、事業者選定については、入札の競争性確保を図るため、当該地域に限定せず、近隣地域を含めた複数地域から選定する。

<委員会における意見等>

- ・最低制限価格を入札後に決定する制度に見直すための前提として、入札参加事業者間の競争性が十分に確保されていることが重要である。
- ・過去の落札状況を確認すると、「長岡市安全安心地域づくり工事」が高落札率となっている傾向にあることが認められる。同工事の入札参加資格要件は、地域の事業者に固定して閉じられており、競争性が十分に確保されているか疑問である。
- ・市町村合併によって広大な市域を有し、自然災害も多い長岡市においては、普段から地元事業者を適切に維持・育成し、有事に率先して対応してもらうことは、市民の安全安心を確保するうえで重要と考える。
- ・同工事制度の意義は理解するが、入札の競争性や透明性等を検討することが、当委員会に与えられた使命である。
- ・全国的に自然災害が後を絶たない中、少子高齢化の進む長岡市が住民の安全安心を支える同工事制度を必要とする趣旨は尊重するが、他と比べ落札率が高くなっている点については見直しが必要と考える。
- ・同工事の入札参加事業者を固定化せずに、施工地と異なる周辺の他地域の事業者も必ず選定するよう見直し、競争性が常に働くよう見直すべきである。ただし、入札参加事業者の選定基準等については、市自らが最も適したものとなるよう検討されたい。

（長岡市の現状）

長岡市は、合併で広域となるなか、市民の安全確保に直結する道路等は、災害時等において早急に復旧する必要があるため、市と災害協定を締結している各地域の建設業者がそれを担っている。

そこで、短期間で復旧工事を完了するため、生活道路等の建設・修繕に係る工事は、施工地と同地域又は近隣地域の建設業者が施工することが望ましいとの考えから、指名業者選定又は入札参加条件をそれらの地域に限定した制度である。

ア 指名競争入札

- 導入時期：平成 25 年 6 月（試行）

平成 27 年 4 月から本格実施

- 対象案件：設計額 130 万円を超え 2,000 万円未満の工事

※ 災害復旧工事（2,000 万円未満）は安全安心地域づくり工事で発注

- 工事種別：土木一式、下水道管渠工事、管工事（消雪施設及び水道管）、水道管

イ 制限付き一般競争入札（試行）

- 導入時期：平成 28 年 4 月

- 対象案件：設計額 2,000 万円以上 3,000 万円未満の工事

- 工事種別：土木一式、下水道管渠工事、管工事（消雪施設及び水道管）、水道管

なお、平成 30 年度の安全安心地域づくり工事の落札率は、指名競争入札が 97.19%（通常工事※比+2.07%）、制限付き一般競争入札が 95.09%（同比+3.79%）となっている。

※ 「通常工事」とは、上記工事種別のうち安全安心地域づくり工事以外の工事をいう。

② 一抜け方式（制限付き一般競争入札・指名競争入札）

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

今後も適正に運用し、状況の変化に応じて制度を適切に見直しされたい。

＜委員会における意見等＞

- ・ 同方式は、事業者の自由な競争を阻害する要因と考えられることから、他の自治体の実施状況を調査するよう市へ依頼した。
- ・ 市の調査の結果、「新潟県内においては、新潟市、上越市、三条市等、県外でも青森市、川口市、下関市等で実施しており広く普及している制度」であることが分かった。

（長岡市の現状）

工期の担保及び受注機会の確保のための発注方式（発注者が指定する案件の落札者は、発注者が指定するほかの案件の落札者にはなれない方式）

ア 同一地域の線的工事

工区が隣接又は近接で、かつ、施工期間が限定されている案件

※ 「工区が近接」は、相互の距離が概ね 500m 程度以内

- 対象工種：土木一式、下水道管渠、舗装、管（消雪施設及び水道管）、水道管

イ 同一地域の点在工事

(ア) ひとつの施設を分割施工し、施工期間を担保する案件

(イ) 工区は離れているが、施工期間が限定されている又は資材の一括調達が困難な案件

- 対象工種：建築一式、建築物給排水衛生・電気設備、その他工種
- ウ 複数地域の点在工事
 - 工区は離れているが、施工期間が限定されている又は資材の一括調達が困難な案件で、かつ、設計額 2,000 万円以上の制限付き一般競争入札案件
- エ 特認工事
 - 設計額 1,000 万円以上 2,000 万円未満の複数地域点在工事（指名競争入札案件）のうち、入札参加資格等審査委員会で特に認めた案件

③ 概算数量発注方式

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

今後も適正に運用し、状況の変化に応じて制度を適切に見直しされたい。

＜委員会における意見等＞

- ・当該方式は、「当初設計の数量を概算で積算するもので、例えば、1 m²あたり単価×延長で計算して発注し、出来高で精算（変更契約）するものである」と市から制度説明を受けた。
- ・精算時に概算数量との乖離が生じにくい単純な工事を対象としていることから、受注者が過大積算での精算等の制度悪用の懸念がないことが分かった。

（長岡市の現状）

設計・積算業務の簡略化、違算防止及び入札事務の効率化を図るための発注方式

- 導入時期：平成 30 年 3 月
- 対象案件：
 - ・設計額 1,000 万円未満の工事
 - ・設計額 1,000 万円以上 2,000 万円未満の入札参加資格等審査委員会で承認された工事
- 工事種類：
 - 消雪施設更新（散水管、舗装）、舗装復旧、側溝修繕、路肩整備、区画線、用排水路整備、防護柵設置、樹木植替、屋上防水改修、冷暖房設備改修、災害復旧等

(3) 入札方法等の運用基準

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

工事(事業者)ランクを現行よりも細分化すると、競争性が発揮されにくくなるため、現行制度の維持が適当である。

<委員会における意見等>

- ・工事(事業者)ランクについて、他市では土木工事等を4、5ランク程度に細分化しているところもあるが、細分化し過ぎるとランクごとに事業者が限定され、入札の競争性の低下に繋がりにかぬないとする。
- ・市の調査の結果、現行の3ランク制は、他市と比較して区分が少ない方であることが分かった。

(長岡市の現状)

① 発注標準表

| 工事の等級 | 土木一式工事 (下水道管渠工事を含む。) | 建築一式工事 | 管工事 (水道管工事を含む。) | 電気工事 | 舗装工事 |
|-------|-------------------------|----------------------|--------------------|---------|---------|
| A | 1,500万円以上 | 1,000万円以上 | 700万円以上 | 300万円以上 | 200万円以上 |
| B | 1,500万円未満 500万円以上 | 1,000万円未満 300万円以上 | 700万円未満 300万円以上 | 300万円未満 | 200万円未満 |
| C | 500万円未満 | 300万円未満 | 300万円未満 | | |

② 入札参加業者 等級格付基準

| 区分 | 土木一式工事 (下水道管渠工事を含む。) | | 建築一式工事 | 管工事 (水道管工事を含む。) | 電気工事 舗装工事 | |
|----|-------------------------|------|--------|--------------------|--------------|------|
| | 総合評点 | 技術者数 | | 総合評点 | 総合評点 | |
| A | 800～ | 1 | 2人以上 | 800～ | 750～ | 750～ |
| | | 計 | 5人以上 | | | |
| B | 700～ 799 | 1 | 1人以上 | 700～ 799 | 650～ 749 | ～749 |
| | | 計 | 2人以上 | | | |
| C | ～699 | 2 | 1人以上 | ～699 | ～649 | |
| | | 計 | 1人以上 | | | |

※ 土木一式工事の技術者数欄の1は、1級の資格を有する技術者の必要人数、2は、1級又は2級の資格を有する技術者の必要人数であり、計は、1級又は2級の資格を有する技術者の必要人数である。

③ 指名数

| 工事の等級 | 土木一式工事、建築一式工事 及び管工事 | 電気工事及び舗装工事 |
|-------|------------------------|------------|
| A | 15 | 10 |
| B | 10 | 8 |
| C | 8 | |

④ 制限付き一般競争入札の入札参加資格要件

| 工種 | 工事等級 | 金額の範囲 | 参加可能業者 | | |
|-------------------------|------|---------------------|--------|--------|------------|
| | | | 業者格付 | 総合評点 | 工事成績 ※※ |
| 土木一式(下水道管渠)工事 建築一式工事 | A | 7,000万円以上 | A | 800点以上 | ○ |
| | | 2,000万円以上 7,000万円未満 | | ※ | |
| 管(水道管)工事 電気工事 | A | 5,000万円以上 | A | 750点以上 | ○ |
| | | 2,000万円以上 5,000万円未満 | | | |
| 舗装工事 | A | 2,000万円以上 | A | 750点以上 | ○ |

※ JV施工方式では原則、土木一式・下水道管渠900点以上、建築一式900点以上であること。

※※ 過去3年度の当該工種の工事成績の平均点が75.0点以上であること。

⑤ 入札方法等に係るその他の条件

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

特定共同企業体（JV）を入札参加資格要件とする対象工事の基準等について、現在、原則として設計額1億円以上の工事としているが、業者の採算性及び入札の透明性を高める観点から、この金額の引き上げを検討されたい。あわせて、長岡市共同企業体運用基準に定める金額と運用上の基準額について、整合を図られたい。

<委員会における意見等>

- ・設計額1億円以上の入札工事案件について、原則として特定共同企業体（JV）の結成を入札参加資格要件としているが、JVを結成すると入札の参加事業者が少なくなり、競争性が発揮されにくくなるとも考えられるため、単独事業者も参加できるような要件緩和（混合方式の導入）も含む検討を行うべきではないか。
- ・特定共同企業体（JV）を入札参加資格要件とする対象工事の基準等について、事業者のアンケート結果から、同制度に直接関係するAランクの事業者は「金額を引き上げるべきだ」という意見も多く、自由意見欄からは採算性が課題となっていることも読み取られるので、基準となる設計額を引き上げた方がよいのではないか。
- ・他機関の例を見ると、JVはともすると談合の温床となる場合もあることから、基準金額を引き上げて件数を減らす方がいいのではないか。
- ・基準となる設計額について、いくらが妥当なのかこの委員会で判断することは難しい。
- ・長岡市共同企業体運用基準第5条に定める設計金額は「3億円以上」である一方、同基準附則第3項に基づき現在の運用は設計額「原則1億円以上」となっていて、2つの数字が混在している。そのような中で委員会がこの場で新たな基準を決めても解りにくい。

(長岡市の現状)

- ア 設計額2,000万円以上3,000万円未満の土木一式（下水道管渠）工事（A級工事）について、地域要件を川東地域、川西地域に2分する。
- イ 設計額8,000万円以上の工事には、施工実績を求めることができる。
- ウ 「くい上がり」、「くい下がり」の運用方法は、次のとおりとする。
 - (ア) 発注地域（支所地域単位）の工事で指名業者数が充足できない場合に、当分の間、指名総数の50%を限度として、発注地域業者又は近接する地域業者で過去3年度の工事成績の平均点が75.0点以上の事業者を指名できることとする。
 - (イ) 舗装工事については、発注地域にかかわらず指名業者選定を行い、舗装機械を有している者を優先するものとし、「くい上がり」のみとする。
- エ 設計額1億円以上の入札工事案件は、原則として特定共同企業体（JV）の結成を資格要件とする。

オ 一抜け方式は、次のいずれかに該当する制限付き一般競争入札及び指名競争入札で検討する。

(ア) 土木一式、下水道管渠、舗装、管（消雪管等）、水道管

工区が隣接又は近接しており、かつ、施工期間が限定されている案件

(イ) 建築一式、建築物の給排水・衛生設備、建築物の電気設備、その他の工種

・ひとつの施設を分割して施工することで、施工期間を担保する案件

・工区は離れているが、施工期間が限定されている又は資材の一括調達が困難な案件

(4) 予定価格及び最低制限価格

① 予定価格

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

今後も適正に運用し、状況の変化に応じて制度を適切に見直しをしたい。

<委員会における意見等> (3 (1) の委員会における意見等の再掲)

- ・ 予定価格の入札前公表について、導入済みの団体では予定価格との同額入札やくじ引きの増加が見られる。また、最低制限価格が入札後に決定されるようになれば、予定価格の情報を事業者が求めることの意味があまりなくなるのではないかと懸念されている。

(長岡市の現状)

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び工事設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実施の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行い、契約担当(※)がその積算額に基づいて予定価格を決定している。

※ 市長部局：財務部長は設計額 500 万円以上のもの、契約検査課長はそれ以外のもの

水道局：水道局長は設計額 500 万円以上のもの、特命主幹（契約検査課長）はそれ以外のもの

なお、適切な積算を行わず入札参加した事業者が受注する等の弊害が生じるおそれがあることから、入札前に予定価格の公表を行わないよう国から要請があったことを踏まえ、現在、予定価格の事前公表は行っていない。

(制度説明)

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として長があらかじめ設定する見積金額であり、予定価格は落札者決定の過程で、有効となる入札額の上限となるものである。

② 最低制限価格（3（1）の方策の再掲）

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

市があらかじめ最低制限価格を設定せず、入札後に一定の条件を満たす事業者の入札額の平均額を基に最低制限価格を算出する「変動型（平均型）最低制限価格制度」を導入する。

なお、制度の検討にあたっては、最低制限価格制度の意義に鑑み、ダンピング受注の防止による公共工事の品質確保に留意されたい。

また、最低制限価格の算定式は公表されたい。

<委員会における意見等>

- ・概ね過去10年間の落札状況では、最低制限価格と同額の落札も多いが、落札を狙ったために最低制限価格をわずかに下回るような入札も多いことが分かった。
- ・各事業者が、過去の工事設計書を閲覧して市の積算の傾向等を研究し、予定価格や最低制限価格を容易に推計できる状態になっていることは分かった。しかし、発注者側が積算を年々複雑化することによって、事業者が工事品質の向上や現場の適正管理よりも積算の解説に注力するとしたら、好ましいことではない。
- ・落札するために日々研究努力を重ねている各事業者からすれば、今回の事件のようなことはあってはならない。しかし、今後も同じような働きかけが起こる可能性があるため、当委員会としては、職員が情報を漏らさない対策の検討に力点を置くのではなく、働きかけの動機となるような情報を持たない制度を目指すことが適当ではないか。
- ・「変動型（平均型）最低制限価格制度」は、最低制限価格を市側であらかじめ設定せず、入札参加事業者の入札額により決定するものであり、長岡市に適った制度ではないか。ただし、平均の求め方や係数の運用基準等については、全国の団体で様々なものが見られるため、過去の入札状況等をもとに、市の方で競争性と工事品質の両面を確保する観点から最も適したものを検討することが良い。
- ・低入札価格調査制度をすべての工事に導入（最低制限価格制度を廃止）することは、落札業者決定までの時間を要し発注側・受注側とも手間がかかる等の課題がある。
- ・また、最低制限価格を、開札時にランダム係数に基づいて決定する制度は、結果的にはくじ引き入札同様に事業者の積算意欲を削ぎかねず、また、ランダム係数の情報を市があらかじめ保有していることになるので不適當ではないか。
- ・予定価格の入札前公表について、導入済みの団体では予定価格との同額入札やくじ引きの増加が見られる。また、最低制限価格が入札後に決定されるようになれば、予定価格の情報を事業者が求めることに意味があまりなくなるのではないか。

(長岡市の現状)

設計額 130 万円を超える全ての工事に最低制限価格を設定（予定価格の 70%～90%）している。

※ 算定式

直接工事費×1.0+共通仮設費×1.0+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.55

（千円未満切り捨て）

なお、事件後の暫定的な措置として、最低制限価格の算定式を公表している（平成 31 年 2 月 14 日より）。

(制度説明)

最低制限価格はダンピング受注の防止を図るためのものである。ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、従事する者の賃金などの労働条件の悪化等につながりやすく、建設業の健全な発展を阻害するおそれがある。

また、最低制限価格は落札者決定の過程で、有効となる入札額の下限となるものである。

(5) 入札・契約の手続き（事務処理・情報管理）

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

今後も適正に運用し、状況の変化に応じて制度を適切に見直しされたい。

なお、暫定措置として実施している数量の公表については、今後も引き続き実施されたい。

<委員会における意見等>

・事務フロー図によれば、最低制限価格の決定までに多くの職員がその情報に触れているように思われ、今回の事件に関する疑問や情報漏えいのリスクが高い懸念があったため、次のとおり市から説明を受けた。

ア 最低制限価格(案)は、その内容を記載した紙を封書に封かんして回議されるため、決裁までの間に情報を知りうる者は 3 名（契約検査課課長補佐（起案者）、同課長（確認者又は決裁権者）及び財務部長（又は水道局長）（決裁権者））に限定される。

また、決裁後も当該紙面は封筒に封かんされ、開札までの間、契約検査課内に厳重に保管される。

なお、最低制限価格は、工事設計額に基づく一定のルールにより算出するもののため、決裁の途中で額が変更されるようなことは、あり得ない（誤りが発見された場合は、起案者に遡って再回議される運用）。

イ 工事検査監は最低制限価格の情報に触れることはできないが、事件発生当時は、設計図書審査の過程で設計額の情報にも触れることが出来る状態であった。なお、現在は工事検査監が審査する書類には単価等を記載しないよう見直したため、設計額の情報にも触れることはない。

ウ また、技監（当時）も同様に最低制限価格の情報に触れる立場にはなかったが、設計額 2,000 万円以上の工事については、起案合議者として情報に触れることが出来た。

- ・また、今回の事件を受け見直したその他の対策として、次のとおり市から説明を受けた。

ア 平成 31 年 2 月 14 日からの暫定的な措置として「最低制限価格の算定式の公表」及び「入札公告又は指名通知時の設計図書において、これまで非公表としてきた数量を、新潟県の積算基準に基づいて公表」していること。

イ 平成 31 年 3 月下旬から契約検査課の事務室内を間仕切りで区切り、工事検査監及び検査担当職員と工事契約係の職員が、他者の机上の書類やパソコン画面が目に入ることの無いよう、情報管理の強化を図った。

- ・入札・契約事務には多くの職員が従事しているものの、最低制限価格の情報そのものは確実に管理されていることが分かった。

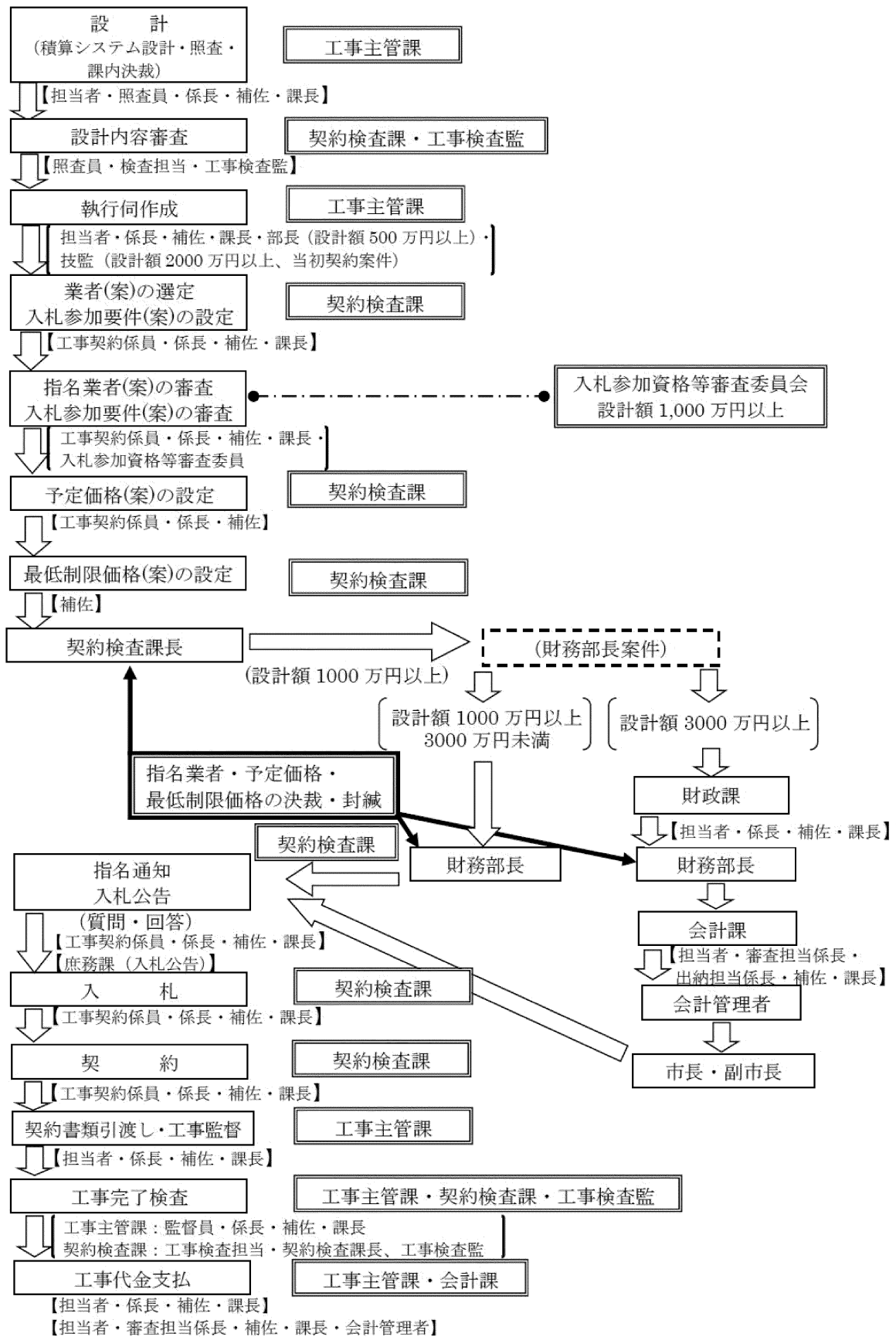
（長岡市の現状）

事務フロー図（次ページ以降）のとおり。

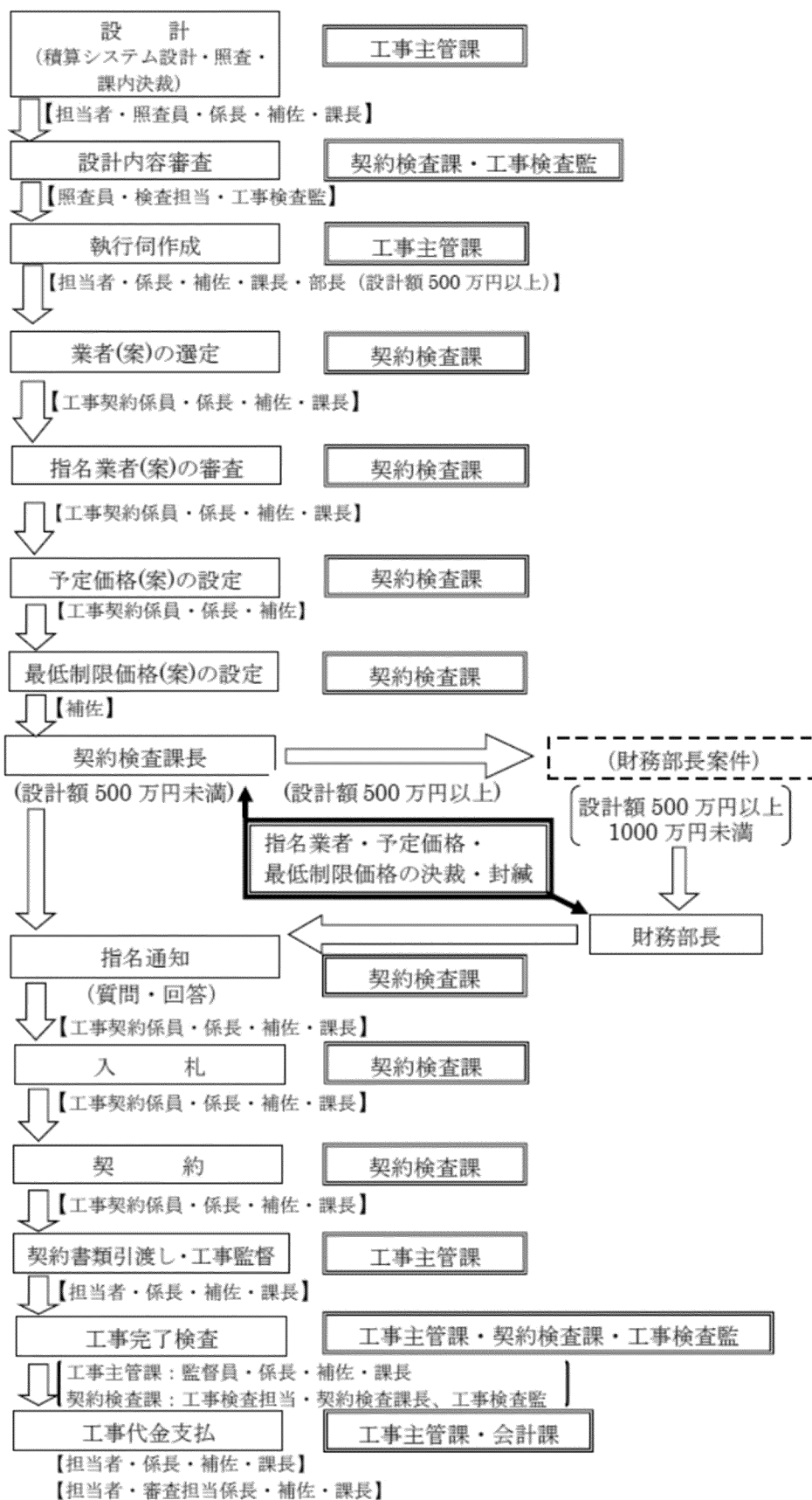
なお、情報漏えい事件以前は、工事検査監が市長部局のフロー図（上段部）の「設計内容審査」の段階で工事価格を知り得たが、長岡市事務決裁規則を改正し、平成 31 年 4 月から工事検査監が工事価格を知り得ないようにしている。

また、平成 31 年 4 月 1 日に「技監」を廃止している。

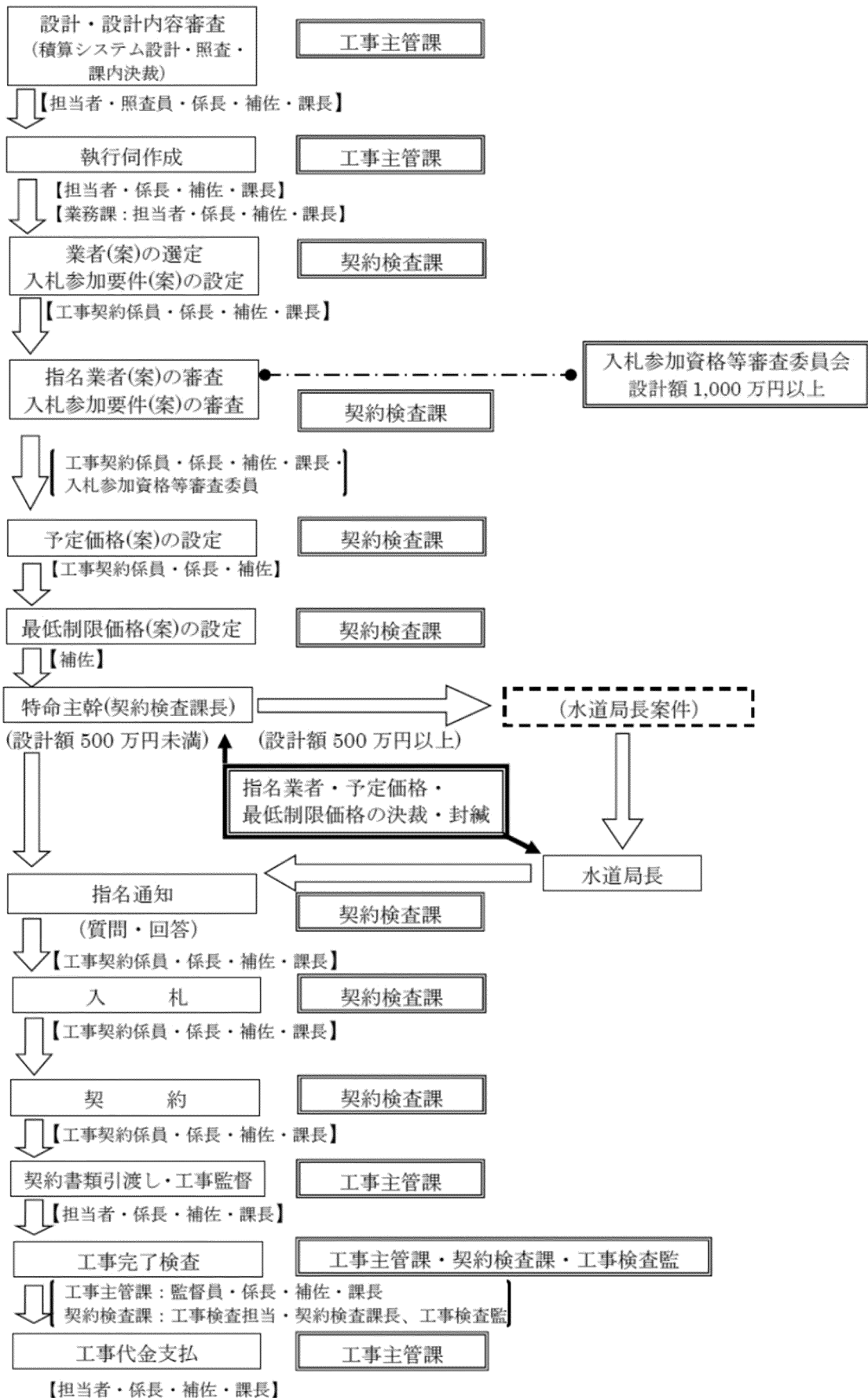
工事の設計から支払まで（フロー図）【市長部局】
 （設計額 1000 万円以上（入札参加資格等審査委員会該当））



工事の設計から支払まで（フロー図）【市長部局】
 （設計額 1000 万円未満（入札参加資格等審査委員会非該当））



工事の設計から支払まで（フロー図）【水道局】



(6) 情報公開（設計額、予定価格、最低制限価格）

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

今後も適正に運用し、状況の変化に応じて制度を適切に見直しをきたい。

＜委員会における意見等＞

- ・複数事業者による同額入札とくじ引きによる落札者決定の案件が多数確認されたが、くじ引きで落札者を決定することが多い自治体は、他にもあることが分かった。
- ・このことに関連し、「長岡市に限らず、各事業者が情報公開制度等を活用して過去の工事を研究しているとともに、計算ソフト導入などで積算能力が向上している。特に土木工事では他の工種と比べて発注者の設計額と同額での積算が比較的容易となっているのではないか。」との説明を市から受けた。
- ・こうした中、長岡市では、同額入札によるくじ引き件数の増加に応じて、「くじ引き」を減らすために積算を複雑化する対策を頻繁に行ってきた。しかし、複雑化を行った後も、各事業者が情報公開制度を活用し工事設計書を閲覧等してさらに研究するため、再び「くじ引き」が増加するということが繰り返されていることが分かった。
- ・概ね過去 10 年間の落札状況では、最低制限価格と同額の落札も多数あるが、同時に、最低制限価格近傍の額で入札を行う事業者も多いことが分かった。こうしたことから、積算能力が向上し、発注者の傾向も把握した多くの事業者による最低制限価格帯での競争が行われていることがうかがえた。
- ・なお、設計額、予定価格及び最低制限価格の事後公表の時期等は、県内自治体とほぼ同じであり、国の指針にも反していないことが分かった。

（長岡市の現状）

| 項 目 | | 公表時期等 |
|--------|------------|---|
| 設計額 | 1,000 万円以上 | 公表 ○時期：契約日以後 ○方法：紙ベースで公表（閲覧室） |
| | 1,000 万円未満 | 非公表 ※ 情報公開請求により公開 |
| 予定価格 | | 事後公表（1 万円単位） |
| 最低制限価格 | | 価 格：事後公表（千円未満切捨て） 算定式：公表（H31.2.14～） ○以下の費用の合計額 ① 直接工事費 ② 共通仮設費 ③ 現場管理費×0.9 ④ 一般管理費×0.55 ※ 予定価格の 70%～90%（算定した結果が予定価格の 90%を超えた場合は、予定価格の 90%） |

(7) 指名停止措置（3（2）の方策の再掲）

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

入札情報漏えい事件が二度と発生しないよう抑止力の強化を目的として、『贈賄及び不正行為等に基づく措置基準』のうち、「贈賄」、「独占禁止法違反行為」及び「競売入札妨害又は談合」について新潟市と同水準まで厳格化する見直しを行う。

<委員会における意見等>

- ・二度と不正を起こさないよう、これまで以上の「抑止力」を働かせる必要がある。
- ・再発防止に向けた不退転の決意を表すためには、指名停止期間の厳格化は止むを得ないものとする。
- ・富山県内の都市では全国知事会の方針に準拠した措置期間としていたが、それでも長岡市と同様の情報漏えい事件が起きてしまった現状を踏まえ、さらにそれより厳しい新潟市の措置期間と同水準まで引き上げることが適当ではないか。
- ・例えば、ある社員が自社を陥れようとして不正を行った場合も、指名停止措置を受けるのは社員でなく事業者となる。仮に措置を受けた場合には、事業者と他の社員の死活問題につながり、非常に厳しいものであるため、厳格化には慎重な議論が必要。
- ・事業廃止に追い込むことが厳格化の目的では無い。一度措置したらそれで終わりではなく、その後の裁判等を通じて不正行為の背景や新たな事実が分かったような場合は、それに応じた適切な対応を望む。

(長岡市の現状)

「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」の比較

| 措置要件 (自発注工事に関するもの) | 措置期間の範囲 | | | |
|--|--------------------|-----|----------------------|------------------------|
| | 長岡市 | 新潟県 | 新潟市 | (参考) 富山県 |
| 1 贈賄 次の者が逮捕又は起訴 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 | 4～12 か月 | | 12～24 か月 | 8～24 か月 |
| 2 独占禁止法違反行為 | 3～12 か月 | | 12～24 か月 | 6～24 か月 |
| 3 競売入札妨害又は談合 次の者が逮捕又は起訴 ア 代表役員等 イ 一般役員等・使用人 | 4～12 か月 3～12 か月 | | 12～24 か月 12～24 か月 | 8～24 か月 6～24 か月 |
| 4 建設業法違反行為 | 2～9 か月 | | 2～12 か月 | 2～9 か月 |
| 5 不正又は不誠実な行為 | 1～9 か月 | | 1～12 か月 | 1～9 か月 |
| 6 暴力的不法行為等 (措置期間が最長の事案) | 12 か月以上 | | 12 か月以上 | 当該事由に該当しなくなったと認められた日まで |

(8) 入札結果の監視

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

今後も適正に運用し、状況の変化に応じて制度を適切に見直しされたい。

<委員会における意見等>

- ・長岡市では、入札及び契約手続きの公平性・透明性を確保するため、監査委員が入札及び契約事務の監視機能を担っていることから、新潟県や新潟市のような入札監視委員会を特別に設置していないことが分かった。

(長岡市の現状)

- ・地方自治法第 199 条第 6 項による市長からの要求に基づき、監査委員が入札・契約事務の執行に係る監視を行っている。
- ・平成 31 年 4 月に監査委員事務局に入札監視担当班を設置し、監視体制を強化した。

5 多様な入札制度の検討結果

当委員会の入札・契約制度改革の理念（情報漏えいの再発防止、競争性と工事品質の確保を図りつつ、公正性と透明性のより高い入札・契約制度を構築すること）に照らし、長岡市が導入していない多様な入札制度（公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札、拡大型指名競争入札、リバースオークション、コストオン方式）について検討を行った。

（委員会の確認・検討結果）

公平性、透明性を高める観点から、「公募型指名競争入札」及び「工事希望型指名競争入札」について、制度を導入している自治体の事例を調査・研究し有用性を確認したうえで、長岡市の実情に合った方法での導入を検討されたい。

<委員会における意見等>

- ・例示された入札方式のいずれかを導入するということであれば、建設事業者の平等性が確保できる観点から「公募型指名競争入札」あるいは「工事希望型指名競争入札」が適当と考える。
- ・上と同じ意見であるが、実施している市の状況をよく調査する必要がある。
- ・競争性の確保や効率性の点では、「工事希望型指名競争入札」が適当と考えるが、事業者の受注希望や意欲は変化するため、ミスマッチも起こるのではないか。
- ・競争性確保の観点から、入札者の母数がある程度確保できる制度が望ましいと考えるが、例示された入札方式のうち、どの方式が優れているのか、また長岡市の実情に合っているのか判断がつかない。
- ・現状、長岡市では、大別すると一般競争入札と指名競争入札の2種類であるが、「公募型指名競争入札」あるいは「工事希望型指名競争入札」を選択肢の一つとして備えておくべき。

（各制度の説明）

1 公募型指名競争入札

（1）概要

建設業者の入札参加意欲と技術的適性を反映させる方式で、発注者は指名業者の選定に先立って、工事の施工に係る技術的適性を把握するための技術資料の提出を求める範囲を決定し、提出があった中から指名業者を選定する。

（2）手続き（平成6年6月 建設省）

- ①発注者が指名基準を踏まえて技術資料の提供を求める対象者の範囲を決定
- ②技術資料収集に関する掲示を行い、技術資料等を作成し提出するよう求める。

※掲示事項：「工事概要」「技術資料の作成・提出方法」「技術資料の提出を求める対象者に関する事項」「その他必要な事項」

※技術資料：「施工実績」「配置予定の技術者」「施工計画」「その他必要な事項」の中から、工事の特性に応じて発注者が選択する。

③技術資料の提出

④技術資料の審査を行う（必要に応じて「技術審査会」を設置）。

⑤審査結果を踏まえて技術資料提出者に指名・非指名を通知

⑥指名業者による入札

(3) 効果

受注者の技術や受注意欲を発注者が指名に反映できる（発注者の一方的な指名ではない）ことから、受注者側の意欲や入札参加機会の公平性が保持され、また発注者は信頼できる業者から応募され指名できる。

(4) 実施例

○国土交通省

平成6年度より、「地方建設局の所掌する工事で、工事規模が概ね2億円以上7億5千万円未満（平成16年度から7億3千万円）の工事」を対象に実施

その後、一般競争入札の拡大（平成20年度より工事規模6千万円以上）と工事希望型競争入札の実施（平成17年10月）により、現在ではほとんど活用されなくなっている。

○東京都青梅市

・対象となる工事：

①市内に本店、支店または営業所がある業者（市内業者）を対象とした設計金額1件1,000万円以上1億5千万円未満の土木工事

②市内業者を対象とした1件1,000万円以上1億5千万円未満の建築工事のうち、競争入札等審査委員会が公募型指名競争入札に付すことが妥当と認めたもの

○鳥取県米子市

・対象とする工事：

予定価格1億5千万円以上の工事

ただし、他工事との調整が複雑、高度な技術力を要する、工事量が大规模、その他建設業者等指名審査委員会が必要と認めた工事は、予定価格が1億5千万円を下回る場合であっても、対象とすることができる。

2 工事希望型指名競争入札

(1) 概要

建設業者の入札参加意欲と工事の施工に係る技術的適性を把握するための方式で、発注者は指名業者の選定に先立って、工事の施工に係る技術的適性を把握するための技術資料の提出を求める業者を決定し、提出があった中から指名業者を選定する。

(2) 手続き（平成7年3月 建設省）

①発注者が指名競争資格認定業者の中から、希望する工事内容（資格審査時に提出済）、工事の規模、地域的特性を勘案して、技術資料の提供を求める業者を10数社から20社程度選択する。

②選択した業者に「工事概要」「技術資料の作成・提出」「実施上の留意事項」「その他必要な事項」を送付し、工事受注希望がある場合には技術資料等を作成し提出するよう求める。

※技術資料は「施工実績（工事成績評定通知書を含む）」「配置予定の技術者」の中から、工事の特性に応じて発注者が選択する。

③技術資料の審査

④審査結果を踏まえて、「入札・契約手続運営委員会」の決定を経て指名・非指名を通知

⑤指名業者による入札

(3) 効果

- ・相当数の業者を選定するため、競争性が確保される（相当数が確保されない場合は、公募型指名競争入札のに移行できる）。
- ・発注者の業者選定と業者の受注意欲が一致しない可能性がある。

(4) 実施例

○国土交通省

平成7年度から、「地方整備局等の所掌する工事で、工事規模が概ね1億円以上2億円未満の工事」を対象に実施

平成17年より、「工事希望型競争入札」に移行（あらかじめ定めた条件を満たす入札参加希望者はすべて参加を認める方式で、発注者の指名という裁量行為がない）

○鳥取県米子市

対象工事に申し込みがあった場合は、資格を有する者をすべて指名する。ただし、申込者数が指名基準数を超える場合は、工事成績などを基に審査を行い、下位から2割を非指名とする（指名基準数を限度とする）。

3 拡大型指名競争入札

(1) 概要

- ・公募を併用した指名競争入札方式で、有資格者で競争参加資格要件（指名基準）を満たす者を全者指名するとともに、当該指名業者以外を対象に競争参加者を公募し、資格が確認されたすべての者に対し、入札参加を認めるもの
- ・東日本高速道路株式会社が入札不調対策として実施

(2) 目的

入札不調となる恐れの高い工事について、指名競争入札により確実な競争参加者を確保するとともに、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで競争性の拡大を図り、調達の実確性を高める。

(3) 効果

- ・入札者が1者であっても開札を執行できる。
- ・開札の結果、有効な入札が1者である場合であっても落札者決定をすることができる。

4 リバースオークション

(1) 概要

- ・リバースオークションの実施を委託された会社が開設する Web 上において、発注機関の品質基準を満たす資材を供給可能と認められた入札参加者間で、「せり下げ方式」で入札を行うもの
- ・東日本高速道路株式会社が導入

(2) 目的

- ・競争相手がわからない電子入札を用いることにより、資材購入価格及び購入先の決定プロセスの透明性を確保
- ・入札参加者の営業コストが削減できることによる入札価格の低減
- ・入札参加者が在庫や受注意欲等各社の事情に基づき、複数回の入札を行う、せり下げによる価格低減

(3) リバースオークションへの参加要件

①実績

ガードレール又は鋼材製品（鋼板）に関して、設計数量の5割以上の取り扱い実績があること

②品質

- ・材料は新品とし、J I S規格（日本工業規格）に適合するもの、またはこれと同等品以上の品質を有すること
- ・J I Sまたは設計図書に規定された強度特性・形状・寸法・仕上がり等を満足すること
- ・J I Sに基づく生産方法、作業方法、検査方法等の証明ができること

③施工時のサービス提供

- ・施工時に必要な技術指導
- ・不具合が発生した場合に、現場における原因究明及び対策を、施工者とともに必要な人員を速やかに提供し協力

5 コストオン方式

(1) 概要

- ・工事請負業者が任意に建設資材を調達する工事の契約方法と異なり、発注機関が建設資材の価格及び調達先を指定して、発注機関と工事請負業者及び建設資材購入先の3者により、建設資材の調達に関する協定を締結し、それに基づいて工事を実施する方式
- ・東日本高速道路株式会社が試行

(2) 目的

- ・資材の検査、支払、在庫管理の省略により発注機関の業務の効率化が図られる。
- ・3者協定に基づき、建設資材の検査、支払い、管理は、工事請負業者及び購入指定を受けた建設資材納入業者の2者により行うことから、時間的ロスが軽減でき、工事施工の効率化が図られる。

6 リバースオークションを活用した資材購入先選定とコストオン方式による工事発注の試行

(1) 実施機関・施行時期

東日本高速道路株式会社（平成19年度）

(2) 概要

①リバースオークションを活用した資材購入先の選定

建設資材：道路用防護柵（ガードレール）数量 約3万メートル

②コストオン方式による工事発注

- ・①で決定した入札価格及び資材購入先を工事の設計図書で指定する。
- ・東日本高速道路株式会社・資材購入先・工事請負業者の3者による協定を締結したうえで工事を実施する。

(3) 試行対象工事

北海道横断自動車道 占冠西舗装工事、占冠東舗装工事（北海道勇払郡占冠村）

長岡市の入札・契約制度に関する事業者アンケート結果の概要

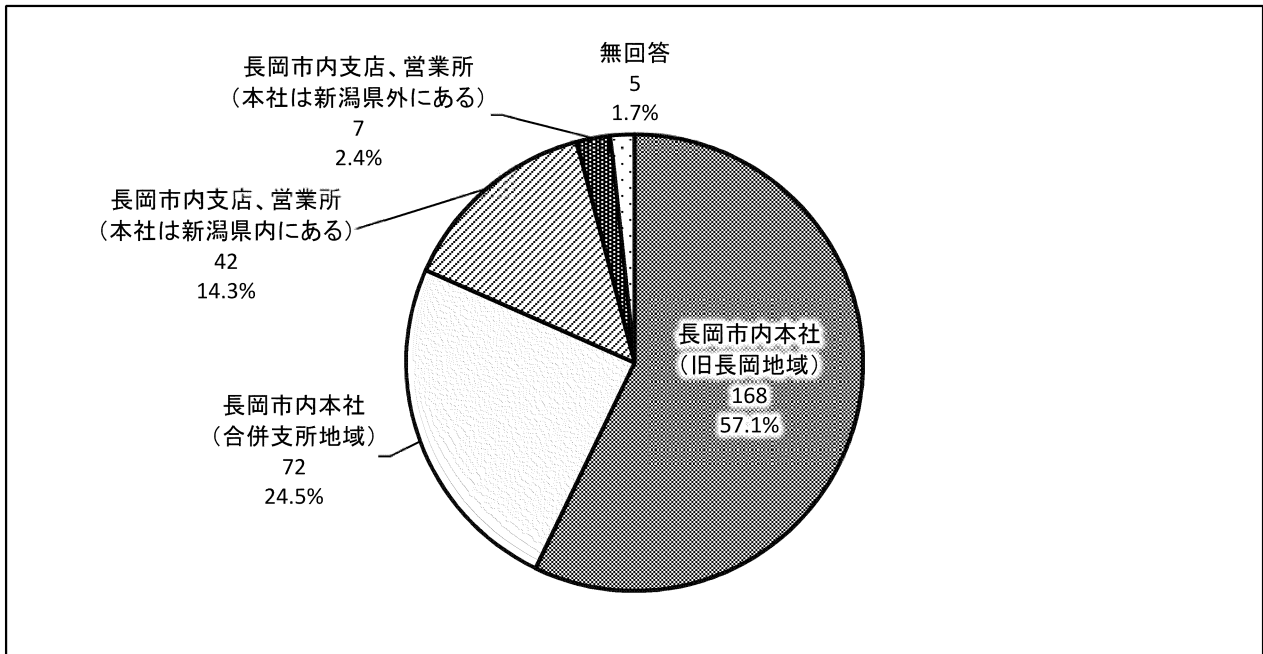
| | |
|------|---|
| 実施主体 | 長岡市入札・契約制度に関する検討委員会 |
| 目的 | 長岡市に対して行う入札・契約制度の構築に関する提言をより良いものとするため、事業者の意見、要望を反映させるもの |
| 実施方法 | 指定する調査票による回答（無記名方式） |
| 実施期間 | 令和元年5月10日～5月20日 |
| 対象者数 | 長岡市の入札参加資格の登録を行っている事業者のうち、長岡市に事業所を有する事業者（384者） |
| 回答者数 | 294者（速報時の回答者数は281者であったが、回答期限の経過後に13者から回答があったため、集計に加えたもの） |
| 回答率 | 約76.6% |
| 集計方法 | ・各設問ごとの回答の分析にあたっては、原則として工事等級（ランク）によるクロス集計を行った。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・各グラフの割合の合計は、端数処理の関係で100%とまらない場合がある。 ・意見欄及び自由記載欄について、アンケートの目的及び設問の趣旨に沿わない意見は掲載していませんが、いただいた意見は市に伝え、今後の制度設計の参考としてまいります。 |

事業者概要

問1 あなたの会社（個人事業者の方の場合は事業所の住所）の入札参加資格の登録について、該当する番号を○で囲んでください。

- 1 長岡市内本社（旧長岡地域）
- 2 長岡市内本社（合併支所地域）
- 3 長岡市内支店、営業所（本社は新潟県内にある）
- 4 長岡市内支店、営業所（本社は新潟県外にある）
- 5 無回答

| | |
|------|-----|
| 168 | |
| 72 | |
| 42 | |
| 7 | |
| 5 | |
| 1～5計 | 294 |



問2 下記の工種の登録状況について、該当するものをすべて○で囲んでください。

| | Aランク | Bランク | Cランク | A～C計 | 登録なし | 回答計 |
|---------|------|------|------|--------|------|-----|
| 1 土木一式 | 74 | 40 | 41 | 155 | 24 | 179 |
| 2 下水道管渠 | 48 | 21 | 18 | 87 | 43 | 130 |
| 3 建築一式 | 34 | 15 | 25 | 74 | 55 | 129 |
| 4 管 | 63 | 29 | 18 | 110 | 47 | 157 |
| 5 水道管 | 37 | 13 | 10 | 60 | 58 | 118 |
| 6 電気 | 37 | 14 | | 51 | 83 | 134 |
| 7 舗装 | 40 | 43 | | 83 | 51 | 134 |
| 1～7計 | 333 | 175 | 112 | ※1 620 | 361 | 981 |

登録あり(ランクなし)

- 8 その他

※2 261

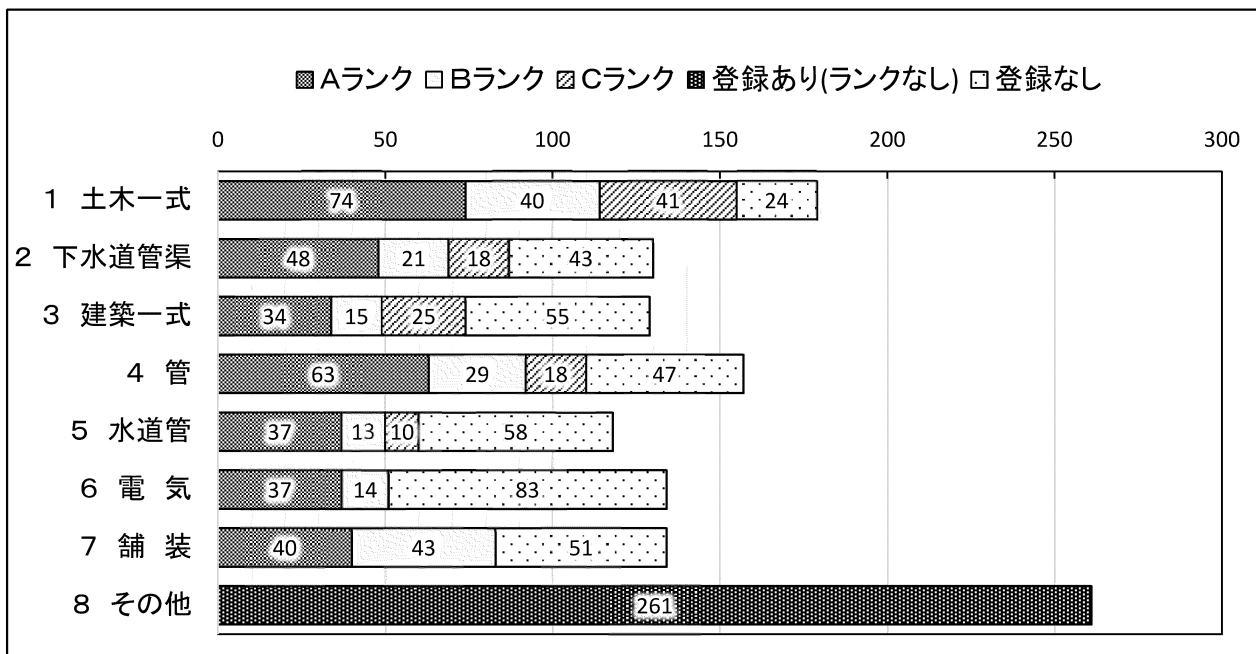
入札参加資格の登録を行っている工種の計 (※1+※2)

881

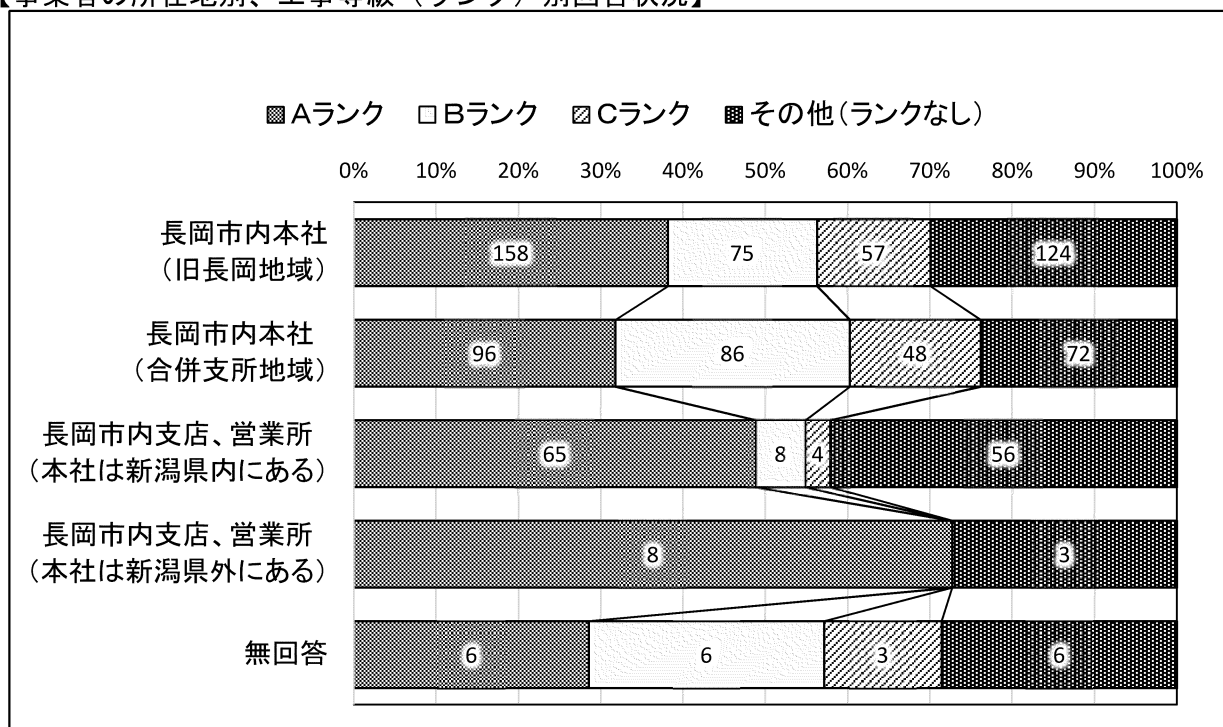
【「8 その他」の内訳】

| | 登録あり(ランクなし) | | 登録あり(ランクなし) |
|---------------|-------------|--------|-------------|
| プレストレストコンクリート | 2 | 塗装 | 25 |
| 大工 | 4 | 防水 | 18 |
| 左官 | 0 | 内装仕上 | 8 |
| とび・土エ・コンクリート | 44 | 機械器具設置 | 17 |
| 法面処理 | 9 | 熱絶縁 | 2 |
| 石 | 6 | 電気通信 | 9 |

| | | | |
|--------------|----|-----------------------|----|
| 屋根 | 6 | 造園 | 19 |
| タイル・れんが・ブロック | 2 | さく井 | 19 |
| 鋼構造物 | 10 | 建具 | 2 |
| 鋼橋上部 | 2 | 水道施設 | 10 |
| 鉄筋 | 0 | 消防施設 | 8 |
| しゅんせつ | 6 | 清掃施設 | 1 |
| 板金 | 3 | 解体 | 17 |
| ガラス | 2 | とび・土工・コンクリート・解体(経過措置) | 10 |



【事業者の所在地別、工事等級（ランク）別回答状況】



現行制度

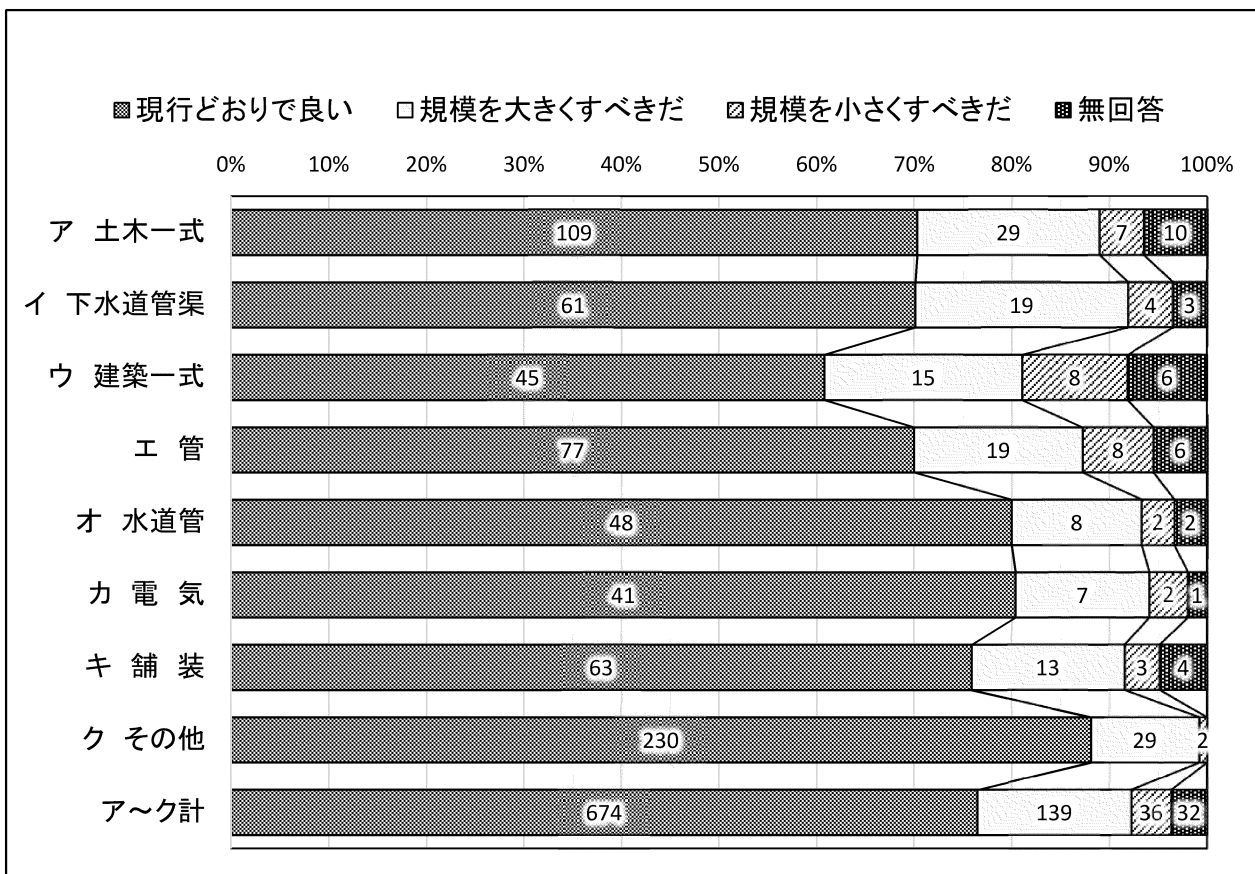
問3 現在、長岡市は予算の範囲内で可能な限り工事を分離・分割し発注しています。

工事1件当たりの発注の規模（発注金額）について、貴社が問2で登録のある工種に対する考えをお聞かせください。該当する回答番号に○をつけてください。

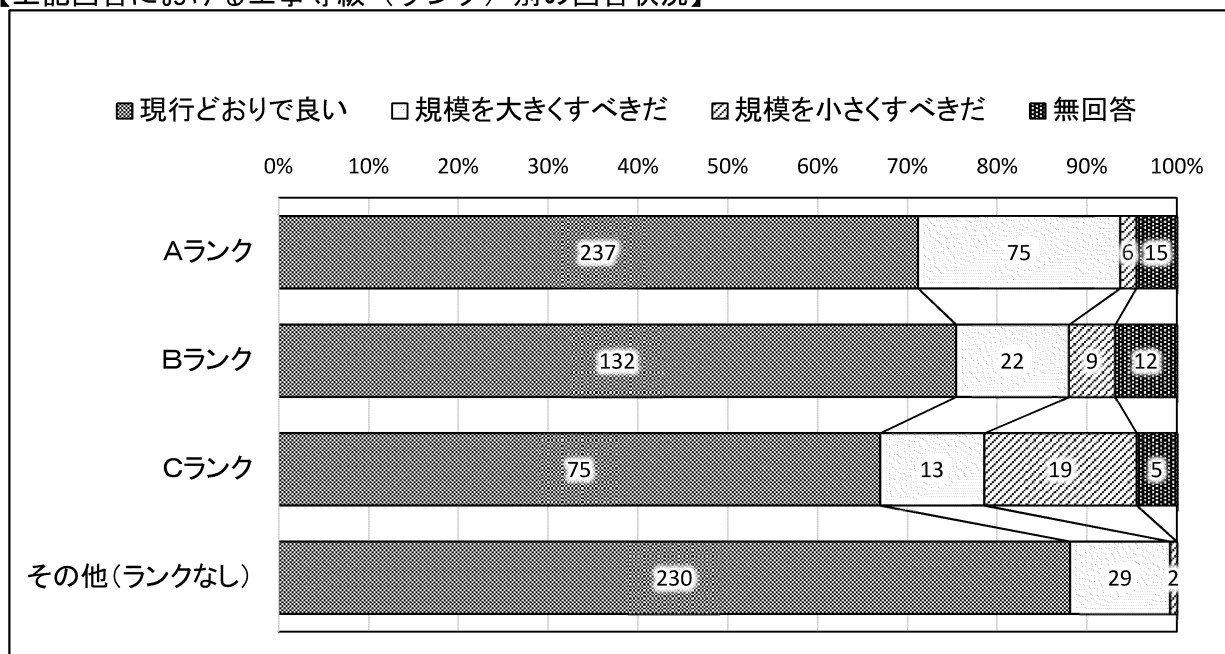
| | 1 現行どおり で良い | 2 規模を大き くすべきだ | 3 規模を小さ くすべきだ | 4 無回答 | 1～4計 |
|---------|----------------|------------------|------------------|-------|------|
| ア 土木一式 | 109 | 29 | 7 | 10 | 155 |
| イ 下水道管渠 | 61 | 19 | 4 | 3 | 87 |
| ウ 建築一式 | 45 | 15 | 8 | 6 | 74 |
| エ 管 | 77 | 19 | 8 | 6 | 110 |
| オ 水道管 | 48 | 8 | 2 | 2 | 60 |
| カ 電気 | 41 | 7 | 2 | 1 | 51 |
| キ 舗装 | 63 | 13 | 3 | 4 | 83 |
| ク その他 | 230 | 29 | 2 | 0 | 261 |
| ア～ク計 | 674 | 139 | 36 | 32 | 881 |

【「ク その他」の内訳】

| | 1 現行どおり で良い | 2 規模を大き くすべきだ | 3 規模を小さ くすべきだ | 4 無回答 | 1～4計 |
|-----------------------|----------------|------------------|------------------|-------|------|
| プレストレストコンクリート | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 大工 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 左官 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| とび・土工・コンクリート | 38 | 5 | 1 | 0 | 44 |
| 法面処理 | 6 | 3 | 0 | 0 | 9 |
| 石 | 5 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| 屋根 | 5 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| タイル・れんが・ブロック | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 鋼構造物 | 9 | 1 | 0 | 0 | 10 |
| 鋼橋上部 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 鉄筋 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| しゅんせつ | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 板金 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| ガラス | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 塗装 | 20 | 5 | 0 | 0 | 25 |
| 防水 | 16 | 2 | 0 | 0 | 18 |
| 内装仕上 | 8 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 機械器具設置 | 13 | 4 | 0 | 0 | 17 |
| 熱絶縁 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 電気通信 | 6 | 3 | 0 | 0 | 9 |
| 造園 | 18 | 1 | 0 | 0 | 19 |
| さく井 | 18 | 1 | 0 | 0 | 19 |
| 建具 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 水道施設 | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 消防施設 | 8 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 清掃施設 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 解体 | 17 | 0 | 0 | 0 | 17 |
| とび・土工・コンクリート・解体(経過措置) | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 |



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



【「意見欄」に記載された内容】

【発注の規模(発注金額)に関する意見】

- ・受注させて頂き、履行する金額としては、経営上ちょうど良い金額であるため、現行どおりで良いと思います。
- ・技術者数、下請業者数を考えれば多少本数が減っても、1工事あたりの規模を大きくすべき(3)
- ・分割する事により、経費が必要以上に増大している為、その分、発注金額を拡大して頂きたい。(3)
- ・消費税の増税等を考慮して、指名入札のB,Cランクの発注金額の拡大
- ・規模は大きくしてもらいたいが、物件数が減るのも困る
- ・300万未満では固定費の割合が大きく、利益がだせない(3)
- ・植物(生き物)を扱うため、施工現場の土壌等、生育環境に応じた予算を考慮しての発注または追加予算を考慮してもらいたい。
- ・どちらとも言えない(2)

【その他の意見】

- ・発注の件数を多くしてほしい。(4)
- ・逆に専門工事業にもう少し門戸を開けて(広げて)ほしい。分離発注ならゼネコンを入れる必要はないと考える。(2)
- ・電気工事と通信工事を分離発注を願う。
- ・規模の大小でなく、同一工事ヶ所での工事の分離・分割はおかしいのではないか。経費の面においても二重にならないか。(2)
- ・入札不成立、辞退案件対策の為に、現場代理人工事兼任要件のさらなる緩和及び複数の少額案件を1件とし発注されたらどうか。
- ・工事件数が増えることは受注できる機会が増えるので有難いと感じています。しかし、工事の規模が小さくても内業や書類の作成量は変わらない為に、今までと同等の工事量を確保しようとすると、技術者の負担や経費が倍々で増えています。書類の簡素化についても改善をお願いします。

※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

問4 競争性を確保するため、工事等級に応じた指名数を設定していますが、貴社が問2で登録のある工種に対する考えをお聞かせください。該当する回答番号に○をつけてください。

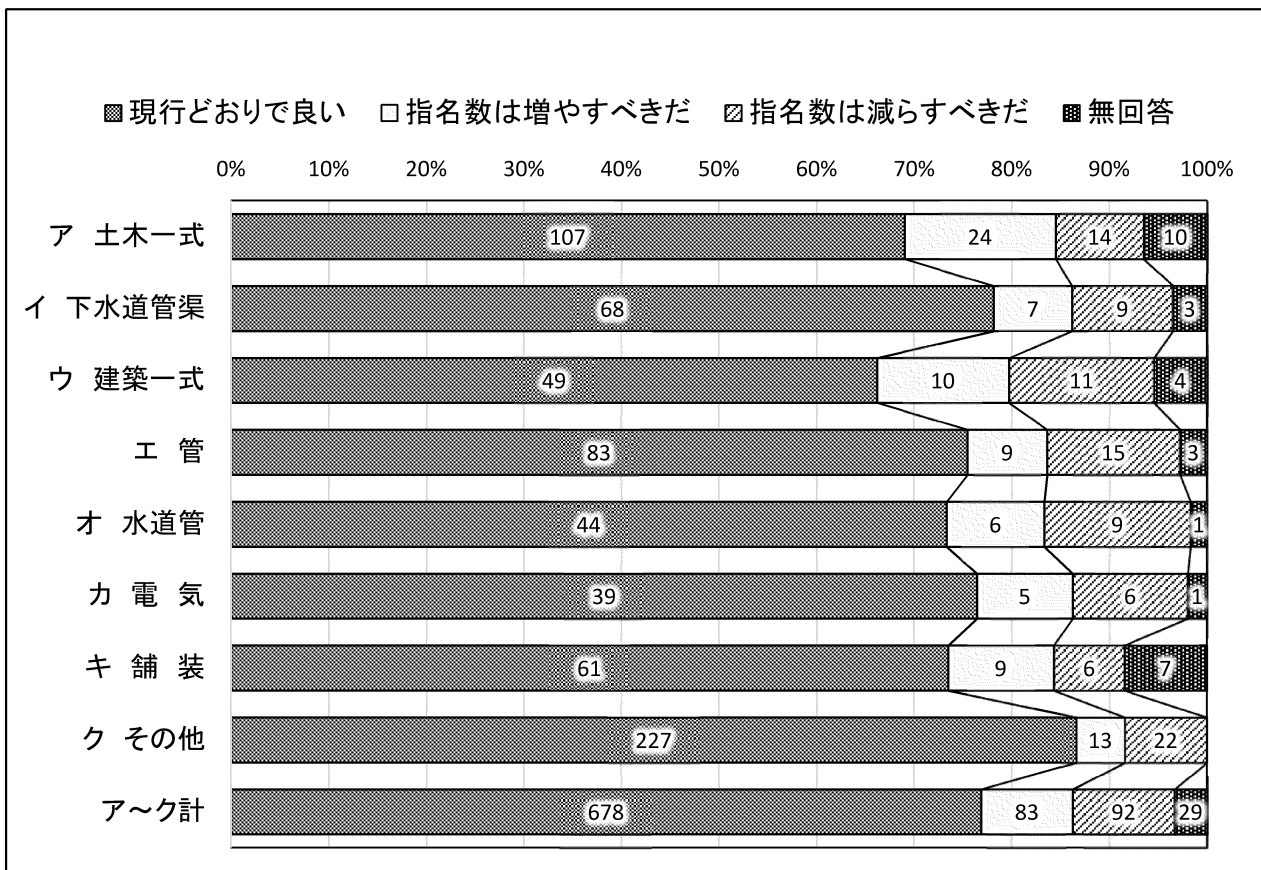
| | 1 現行どおり で良い | 2 指名数は 増やすべきだ | 3 指名数は 減らすべきだ | 4 無回答 | 1~4計 |
|---------|----------------|------------------|------------------|-------|------|
| ア 土木一式 | 107 | 24 | 14 | 10 | 155 |
| イ 下水道管渠 | 68 | 7 | 9 | 3 | 87 |
| ウ 建築一式 | 49 | 10 | 11 | 4 | 74 |
| エ 管 | 83 | 9 | 15 | 3 | 110 |
| オ 水道管 | 44 | 6 | 9 | 1 | 60 |
| カ 電気 | 39 | 5 | 6 | 1 | 51 |
| キ 舗装 | 61 | 9 | 6 | 7 | 83 |
| ク その他 | 227 | 13 | 22 | 0 | 262 |
| ア~ク計 | 678 | 83 | 92 | 29※ | 882 |

※「ク その他」のうち、さく井について、1者が「1」と「3」の2か所を選択したことから、集計上では登録を行っている工種の合計より多くなっている。

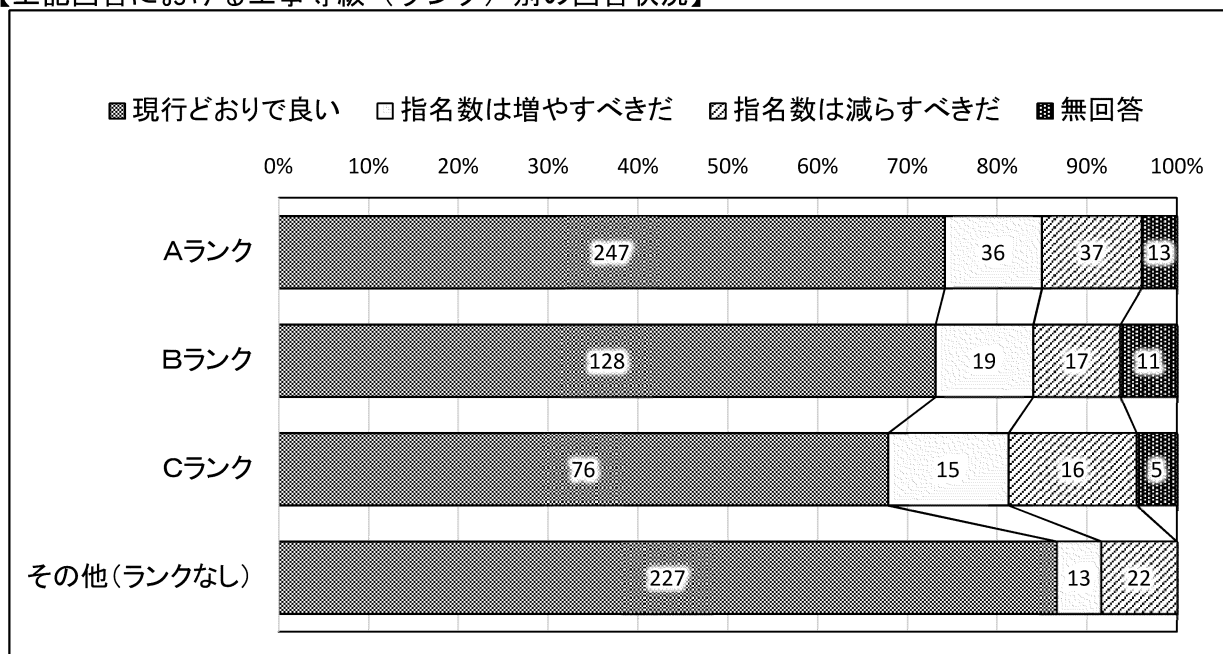
【「ク その他」の内訳】

| | 1 現行どおり で良い | 2 指名数は 増やすべきだ | 3 指名数は 減らすべきだ | 4 無回答 | 1~4計 |
|---------------|----------------|------------------|------------------|-------|------|
| プレストレストコンクリート | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 大工 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 左官 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| とび・土工・コンクリート | 38 | 4 | 2 | 0 | 44 |

| | | | | | |
|-----------------------|----|---|---|---|----|
| 法面処理 | 9 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 石 | 5 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| 屋根 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| タイル・れんが・ブロック | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 鋼構造物 | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 鋼橋上部 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 鉄筋 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| しゅんせつ | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 板金 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| ガラス | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 塗装 | 18 | 5 | 2 | 0 | 25 |
| 防水 | 14 | 2 | 2 | 0 | 18 |
| 内装仕上 | 8 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 機械器具設置 | 14 | 0 | 3 | 0 | 17 |
| 熱絶縁 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 電気通信 | 6 | 1 | 2 | 0 | 9 |
| 造園 | 18 | 0 | 1 | 0 | 19 |
| さく井 | 14 | 0 | 6 | 0 | 20 |
| 建具 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 水道施設 | 9 | 0 | 1 | 0 | 10 |
| 消防施設 | 6 | 0 | 2 | 0 | 8 |
| 清掃施設 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 解体 | 17 | 0 | 0 | 0 | 17 |
| とび・土工・コンクリート・解体(経過措置) | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 |



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



意見欄

28

【「意見欄」に記載された内容】

【指名数に関する意見】

- ・ 指名数については、貴会の判断によるものではありませんが、あえてどうですかと言えば、現行のとおりで良いです。
- ・ 競争原理を働かせた方がよい。
- ・ 予定価格に相応した指名数にされてはどうか。たとえば予定価格300万円案件に10社も必要か。民間であれば2～3社である。(4)
- ・ 長岡市内支店の業者も指名に入れて発注件数を増やしてほしいが1物件当たりの指名業者数は減らしてほしい

【指名対象に関する意見】

- ・ 地理的物件、現場の理解度、住民、地区民との友好度等で、1～2社程度の社に於いて、落札努力をされると思う。現場を理解していない社が多く集まってはどうか。
- ・ 競争性を確保する観点からも、長岡市内に営業所のある業者(県外本社)も、指名に入れていただきたい。
- ・ 災害時に対応出来るように、災害協定締結業者を優先に指名し、経済的に保護してほしい
- ・ 工事实績、技術者の人数、設備を重視して選考してほしい。
- ・ 指名先は出張所や出先、歴史的な地域要因についても考慮していただきたい。(2)

【その他の意見】

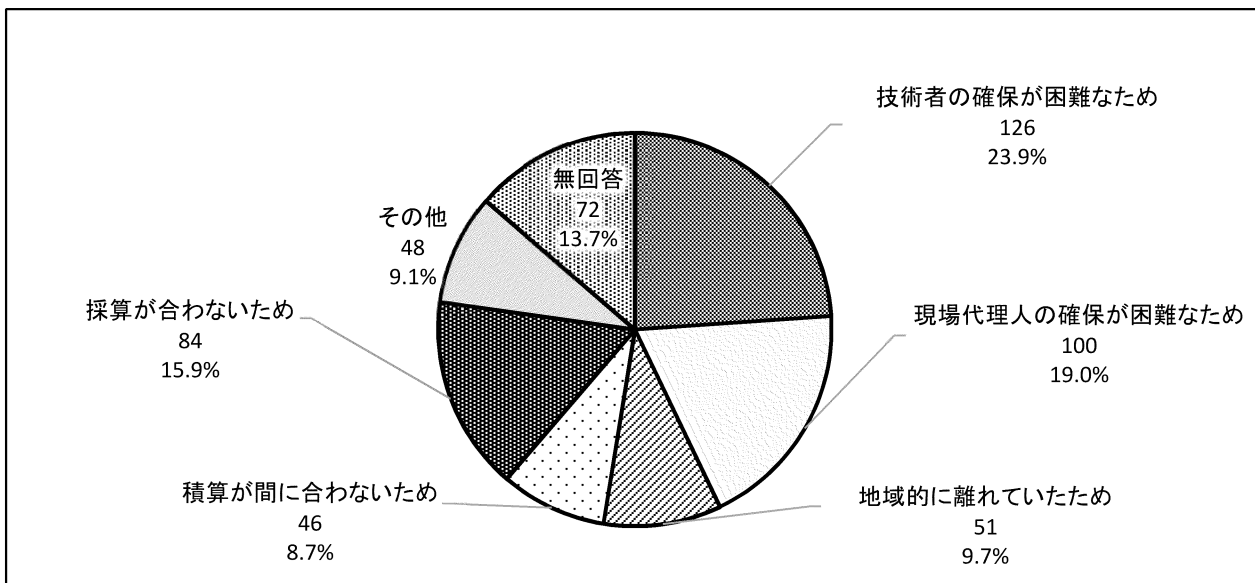
- ・ 川東、川西地区、又は、旧長岡市、合併地域等の区割りも止めるべき。
- ・ 入札を一般競争にした方が透明性があるのではないか。

※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

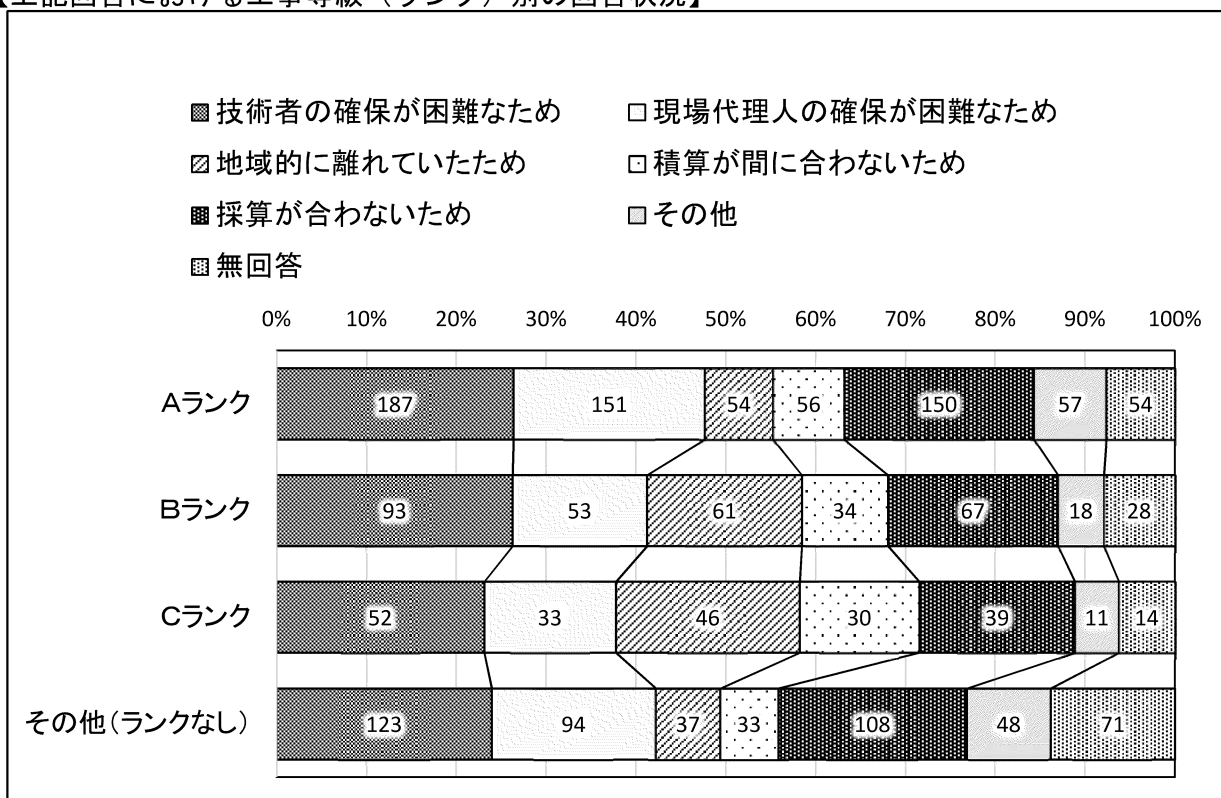
問5 平成30年度中に指名されたが、入札を辞退したことがある場合、その理由をお聞かせください。該当する回答番号に○をつけてください。【複数回答可】

- 1 技術者の確保が困難なため
- 2 現場代理人の確保が困難なため
- 3 地域的に離れていたため
- 4 積算が間に合わないため
- 5 採算が合わないため
- 6 その他
- 7 無回答

| |
|------|
| 126 |
| 100 |
| 51 |
| 46 |
| 84 |
| 48 |
| 72 |
| 1～7計 |
| 527 |



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



※上記クロス集計については、各事業者の登録工種ごとに集計を行っていることから、回答数の合計が問5における回答数（527）と一致しない。

【「6 その他」に記載された内容】

【労務者や機械の確保に関する意見】

- ・ 他の工事に従事したため(2)
- ・ 現状12ヶ月先まで工事案件が埋まっている。
- ・ 兼任にも限界がある。
- ・ 技術者はいるが、作業員の確保や下請業者の確保ができない為。(6)
- ・ 専用(純正)部品が入手困難のため(納期・価格等)

【時期や工期に関する意見】

- ・ 工種によっては極端に入札締切日が短いことがあり積算、施工体制確保ができないケースがある
- ・ 積算時間が短すぎる
- ・ 工期内に完成が難しかった為(2)
- ・ 工事発注時期が、当社の受注済工事と重なり無理がある為
- ・ 採算が合わないこともあるが、工期の件で年度内の完成も考えてもらいたい。
- ・ 第1四半期、第2四半期に集中するため

【その他の意見】

- ・ 工期設定や近接工事の進捗など現場条件により採算が見込めないケースがある
- ・ 入札締切の日時を失念していたため
- ・ 機器メーカー等から、適正金額の見積がこなかったりしたため、辞退せざるえなかった。
- ・ ほとんど同じ業者が落札するため、応札する気がうせた。
- ・ 施工実績がない
- ・ 辞退したことなし(12)

※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

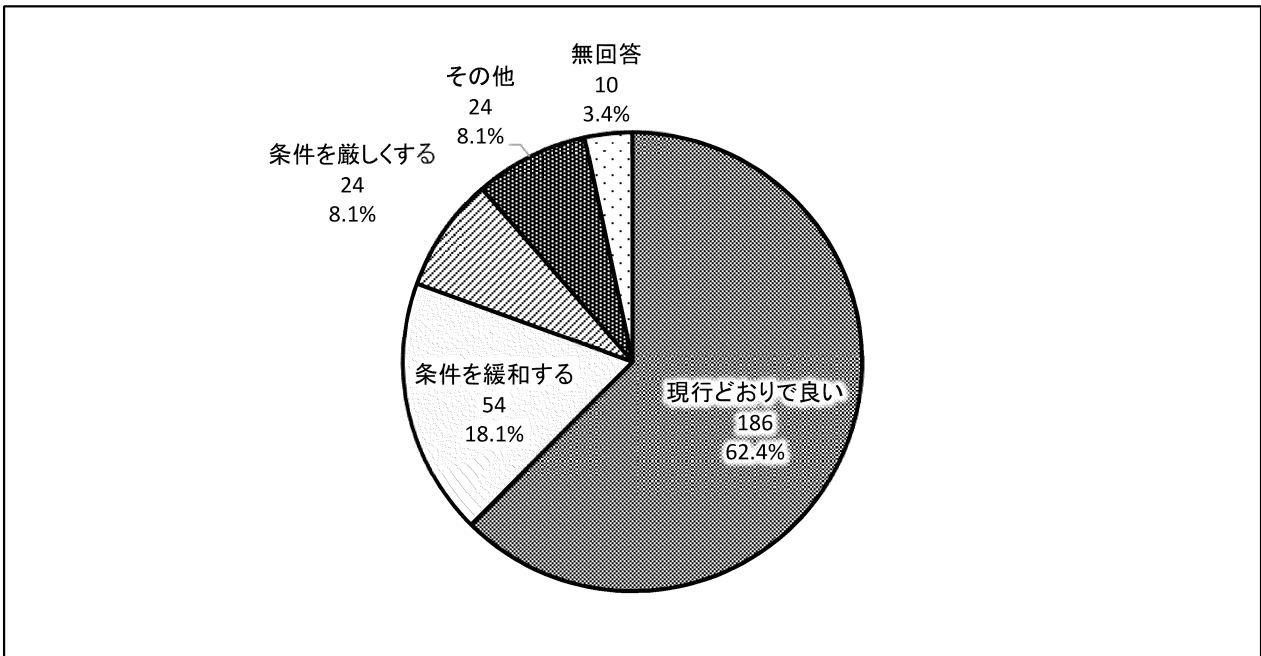
問6 「くい上がり」「くい下がり」制度について、ご意見をお聞かせください。

「くい上がり」「くい下がり」とは、指名競争入札において、例えば工事の等級がBの土木一式工事で、10者指名すべきところ、指名可能なBの事業者が9者しかいない場合に、施工実績に応じて事業者を上(A(くい下がり))又は下のC(くい上がり)から指名することをいいます。該当する回答番号に○をつけてください。

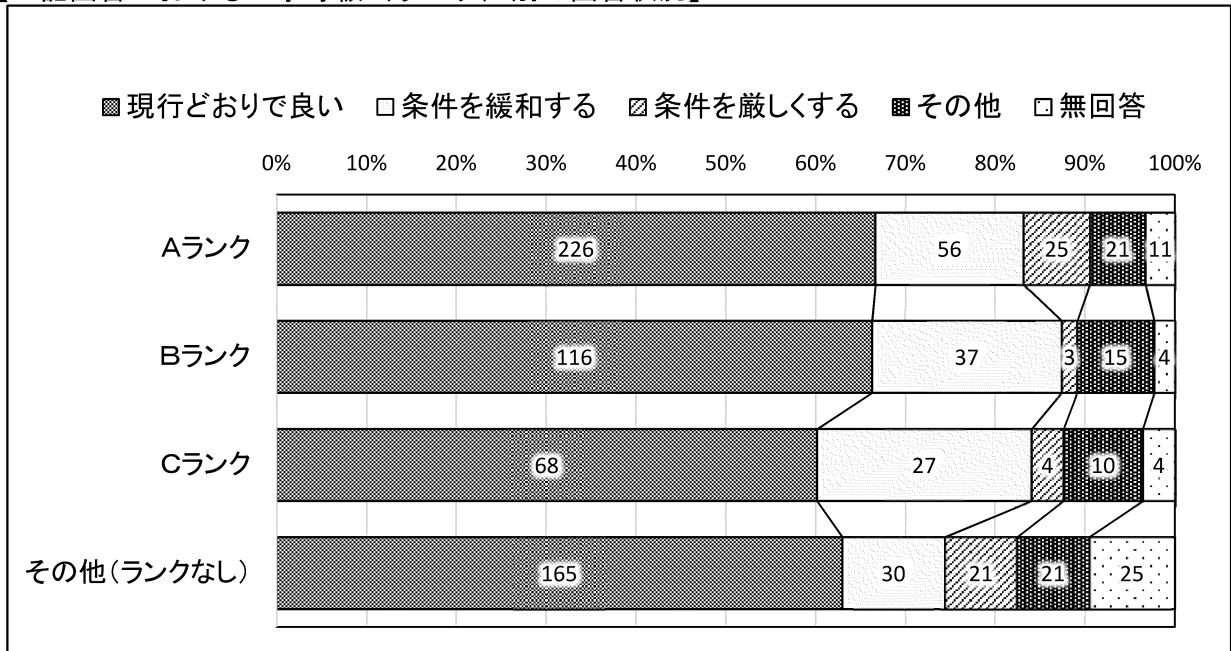
- 1 現行どおりで良い
- 2 条件を緩和する
- 3 条件を厳しくする
- 4 その他
- 5 無回答

| | |
|------|-----|
| | 186 |
| | 54 |
| | 24 |
| | 24 |
| | 10 |
| 1～5計 | 298 |

※ 4者が「1」～「3」を選択した上で、「4 その他」に意見を記載したことから、集計上回答者数より多くなっている。



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



※上記クロス集計については、各事業者の登録工種ごとに集計を行っていることから、回答数の合計が問6における回答数（298）と一致しない。

【「4 その他」に記載された内容】

【制度の運用に関する意見】

- ・ 上位ランク業者の落札により、下位ランク業者の受注機会が減少する恐れがある為、制度の廃止を検討してほしい。(9)
- ・ 舗装工事はA・Bしか無いのでA・B混合で舗装事業者の指名が良いと思います。
- ・ 10者指名の枠をとりはずせばよいことなのではないか。ルールをかえればよいと思います。
- ・ くい下がりなくす。くい上がりは残す。(2)

【指名対象に関する意見】

- ・ 建設業として立ち行かない為、廃業者が多数出た。その結果今現在の社数。その社数を基にされたらいかが。
- ・ 無理に頭数をそろえる必要はない。等級の価値が薄まる。(3)
- ・ 施工地に応じて近隣地域の業者の指名をお願いしたい。
例 川口支所発注で川口支所と小国支所で行い、中之島支所と栃尾支所を組まない。
- ・ 指名可能な業者がないという事は指名業者選定方法に無理があると思います

※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

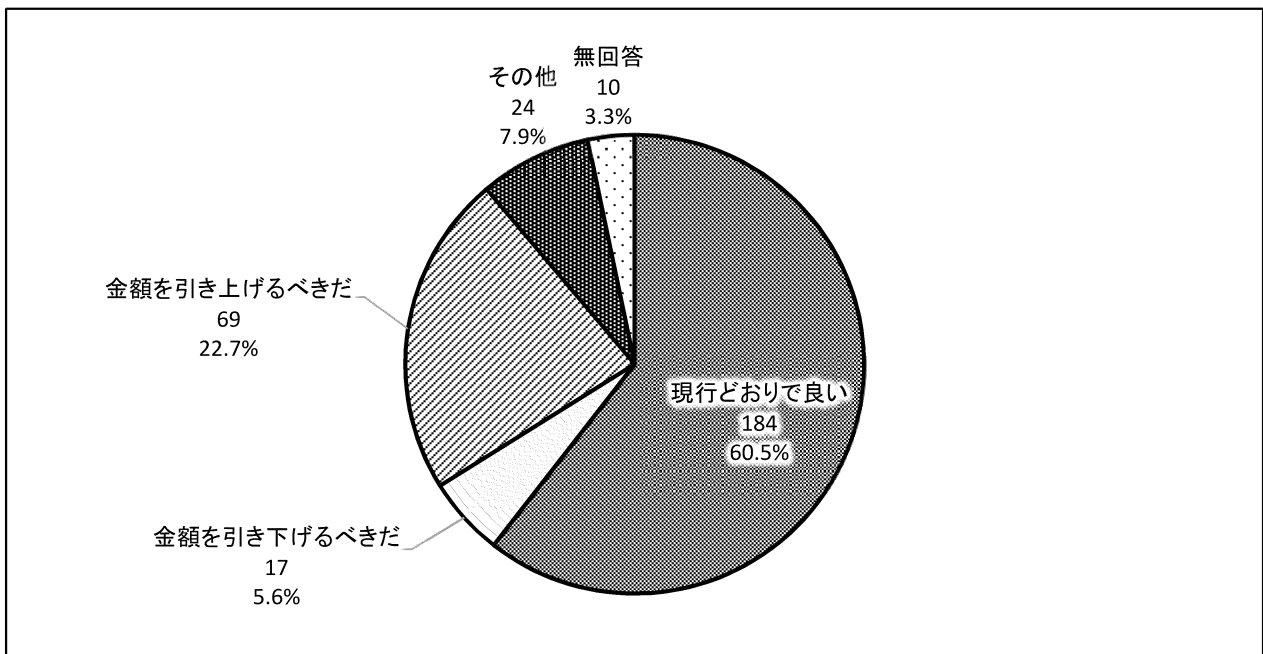
問7 現在、主に設計額1億円以上の工事について、特定共同企業体(JV)で発注していますが、金額要件についてどのようにお考えですか。該当する回答番号に○をつけてください。

- 1 現行どおりで良い
- 2 金額を引き下げるべきだ
- 3 金額を引き上げるべきだ
- 4 その他
- 5 無回答

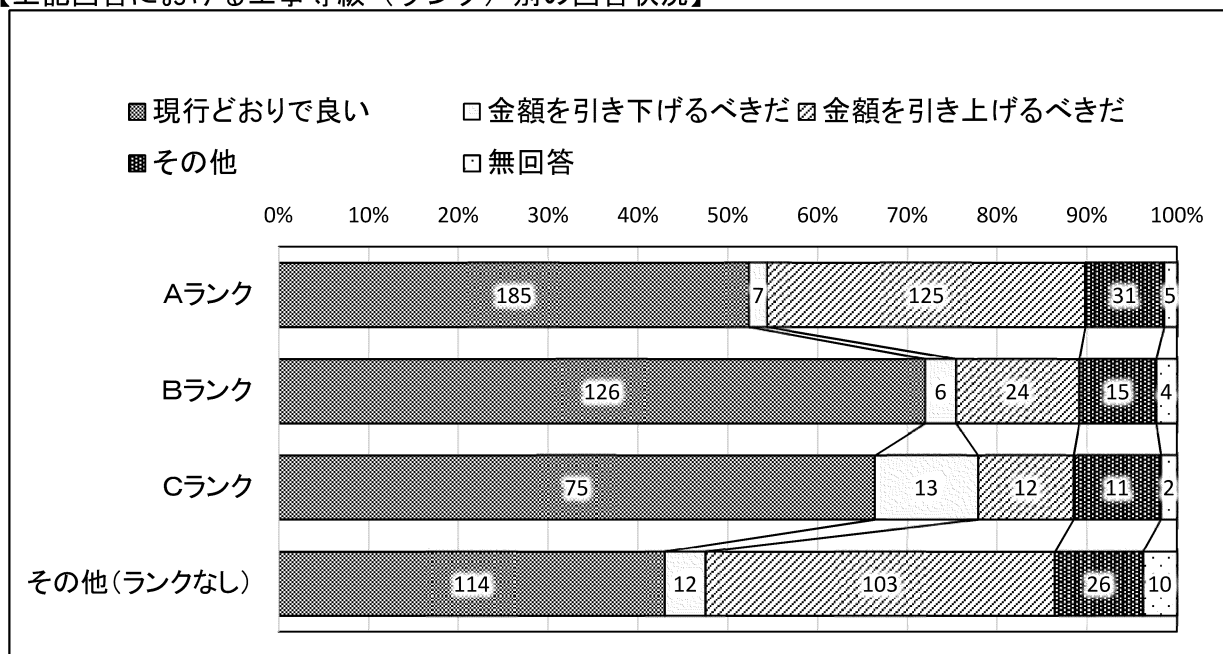
| |
|-----|
| 184 |
| 17 |
| 69 |
| 24 |
| 10 |

1～5計 304

※ 9者が「1」～「3」を選択した上で、「4 その他」に意見を記載したことから、また、1者が「1」及び「2」の2か所に回答したことから、集計上回答者数より多くなっている。



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



※上記クロス集計については、各事業者の登録工種ごとに集計を行っていることから、回答数の合計が問7における回答数（304）と一致しない。

【「4 その他」に記載された内容】

- ・ 議会案件まで金額を引き上げるべきだと思います。(4)
- ・ JV案件は1億円以上というのは安い。工期も長く、各社の経費が掛かり過ぎて、採算性に欠ける。
- ・ 1億円は、1社で施工可能であり、特定共同企業体(JV)で発注する金額を引き上げるべきと思う。(例:2億円以上)(2)
- ・ 「金額は、現行どおりで良い」ですが、下位業者の技術力向上のために、「A+B」「A+B+C」などのJV工事の発注の検討。(2)
- ・ 金額としては妥当だと思うが、工事内容も含めて、JVにするか否かを決定してほしい。(2)
- ・ 消費税や工事価格全般の実態にあった値上がりを考慮いただきたい。
- ・ 工期が2年、3年であっても1億以上はJV発注となり、担当者、経費がまかなえない。1年の2期で1億円以上を基準としたらよいのではないのでしょうか。(JV発注)

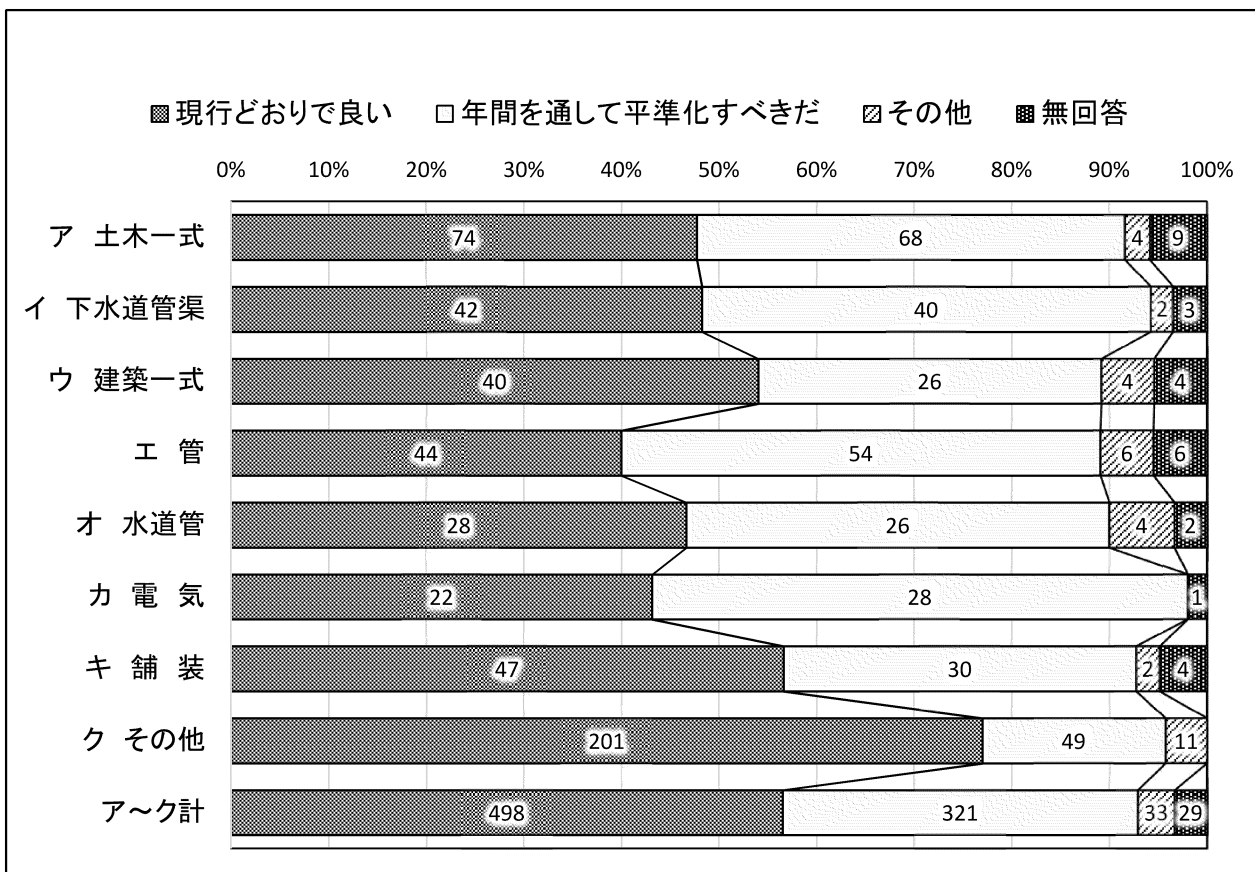
※（ ）内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

問8 現在、発注時期については、冬季間の雪の影響も考慮し、年度の上半期に集中していますが、貴社が問2で登録のある工種に対する考えをお聞かせください。該当する回答番号に○をつけてください。

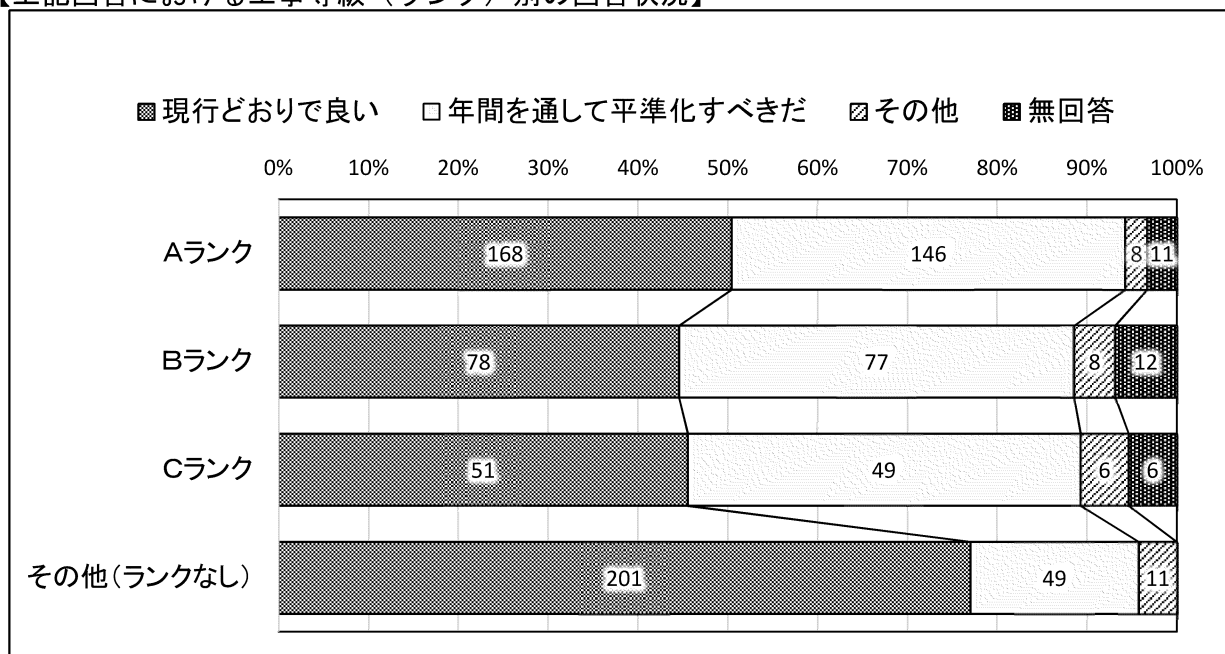
| | 1 現行どおり で良い | 2 年間を通して 平準化すべきだ | 3 その他 | 4 無回答 | 1～4計 |
|---------|----------------|---------------------|-------|-------|------|
| ア 土木一式 | 74 | 68 | 4 | 9 | 155 |
| イ 下水道管渠 | 42 | 40 | 2 | 3 | 87 |
| ウ 建築一式 | 40 | 26 | 4 | 4 | 74 |
| エ 管 | 44 | 54 | 6 | 6 | 110 |
| オ 水道管 | 28 | 26 | 4 | 2 | 60 |
| カ 電気 | 22 | 28 | 0 | 1 | 51 |
| キ 舗装 | 47 | 30 | 2 | 4 | 83 |
| ク その他 | 201 | 49 | 11 | 0 | 261 |
| ア～ク計 | 498 | 321 | 33 | 29 | 881 |

【「ク その他」の内訳】

| | 1 現行どおり で良い | 2 年間を通して 平準化すべきだ | 3 その他 | 4 無回答 | 1～4計 |
|-----------------------|----------------|---------------------|-------|-------|------|
| プレストレストコンクリート | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 大工 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 左官 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| とび・土工・コンクリート | 33 | 11 | 0 | 0 | 44 |
| 法面処理 | 7 | 2 | 0 | 0 | 9 |
| 石 | 5 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| 屋根 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| タイル・れんが・ブロック | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 鋼構造物 | 9 | 1 | 0 | 0 | 10 |
| 鋼橋上部 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 鉄筋 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| しゅんせつ | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 板金 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| ガラス | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 塗装 | 14 | 8 | 3 | 0 | 25 |
| 防水 | 8 | 7 | 3 | 0 | 18 |
| 内装仕上 | 7 | 0 | 1 | 0 | 8 |
| 機械器具設置 | 8 | 9 | 0 | 0 | 17 |
| 熱絶縁 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 電気通信 | 6 | 3 | 0 | 0 | 9 |
| 造園 | 16 | 1 | 2 | 0 | 19 |
| さく井 | 16 | 2 | 1 | 0 | 19 |
| 建具 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 水道施設 | 8 | 2 | 0 | 0 | 10 |
| 消防施設 | 8 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 清掃施設 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 解体 | 16 | 1 | 0 | 0 | 17 |
| とび・土工・コンクリート・解体(経過措置) | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 |



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



【「3 その他」に記載された内容】

【早期発注に関する意見】

- ・ 冬期発注、3月から着手できるようにしてほしい(2)
- ・ 春先の発注増やす(18)
- ・ 早く発注して工期選択にして欲しい
- ・ 施行内容を考慮して発注(3)

【その他の意見】

- ・ 下半期発注の工事が多い

※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

意見欄

52

【「意見欄」に記載された内容】

【平準化に関する意見】

- ・ 現行どおりで良いのですが、現場代理人と主任技術者の確保の面からいって、年間を通して平準化する事が望ましいと思います。(5)
- ・ 平準化の意味が少し違う。本年度よりゼロ債工事を出していると思うが、我々の業種でいい時期(3月～6月)に仕事がない期間をなくしてほしいという事。
- ・ 上半期に集中されることにより技術者の年間を通した計画的な配置が困難となる。無理な上半期での発注により、発注者側の準備不足等により工事着手に手間取り工期延長を余儀なくされ下半期の受注ができなくなる可能性が増す。
- ・ 施工時期が重ならないように平準化してもらいたい。ただし、季節によっては施工が難しい工種もあるので、フレックス制度の導入、工事の繰越(工期延長)等も合わせて検討をお願いしたい。国県等他の発注機関の情報も入れて発注していただきたい。(6)
- ・ 年間を通して平準化すべきだが、積雪の多い地域は上半期のほうがよいと思う。

【発注時期に関する意見】

- ・ 上半期も出来たら4月中の発注と以前に0市債で3月中の発注も実施してほしい。(5)
- ・ 入札工事を4月～発注し、冬季にかかる場合は容易に來期すぎまで工期を延長してほしい。3月末までに終わるように無理な工期にしてほしくない。(4)
- ・ 学校関係工事は夏休み工事が多い為、現場の職人の確保がきびしい為早めの発注をお願いし、職人の確保をしたい。できれば4月～5月に発注して頂き、準備し確保したい。(2)
- ・ 弊社受注業種の場合、発注が上半期に集中している印象はない。春から初夏の作業条件の良いときに仕事ができるよう、前年度末(ゼロ市債)の発注数をさらに増加したほうがよい。
- ・ 技術者、現場代理人の数が限られている為、現場兼任条件の継続、発注時期があまりラップしないようにしてもらいたいです。(2)
- ・ 市は3月末迄に完了すれば良いと考えているだけで冬期間の影響を考慮しているとは思えない。本格着工出来るのは8月近くで、工事のピークの頃にはすでに冬期間である。年度予算的な問題もあるであろうが政治的判断が必要か。(4)

【工期・工種に関する意見】

- ・ 当該年度内での引き渡しは、第3四半期発注分までとし、第4四半期(冬期～年度末)発注分に関しては、年度を跨ぐ事も可能として欲しい。(2)
- ・ 年末・年度末の工事施工集中回避のため、複数年度発注とする事で、余裕のある無理のない工期設定で発注願いたい。
- ・ 上半期に集中しても良いが、工期選択が望ましい。
- ・ さく井工事に関して、本年度は早い段階での発注があり工期的な問題も無いと思いますが、合併支所地域の発注工事が秋口になると、掘削工法にもよりますが冬季に間に合わない場合もあるかと思えます。よって早期の発注を希望します。
- ・ 天気に左右される工事(防水、舗装など)を含む一式工事だけでも冬場を避けられれば、工程通りに進むと思えます。(4)
- ・ 雪の影響の少ない工事は、上半期の集中期からスライドさせる等によって平準化すべきと考えます。(3)
- ・ 工種により又ランクによっては、年間を通して施工できる

【その他の意見】

- ・ 樹木の植栽時期等を考慮して発注すべきであるとする。それが困難な場合は、維持管理(その後の生育)に必要な予算を考慮して欲しい。たとえば、企業努力で夏期行う植物への散水など。

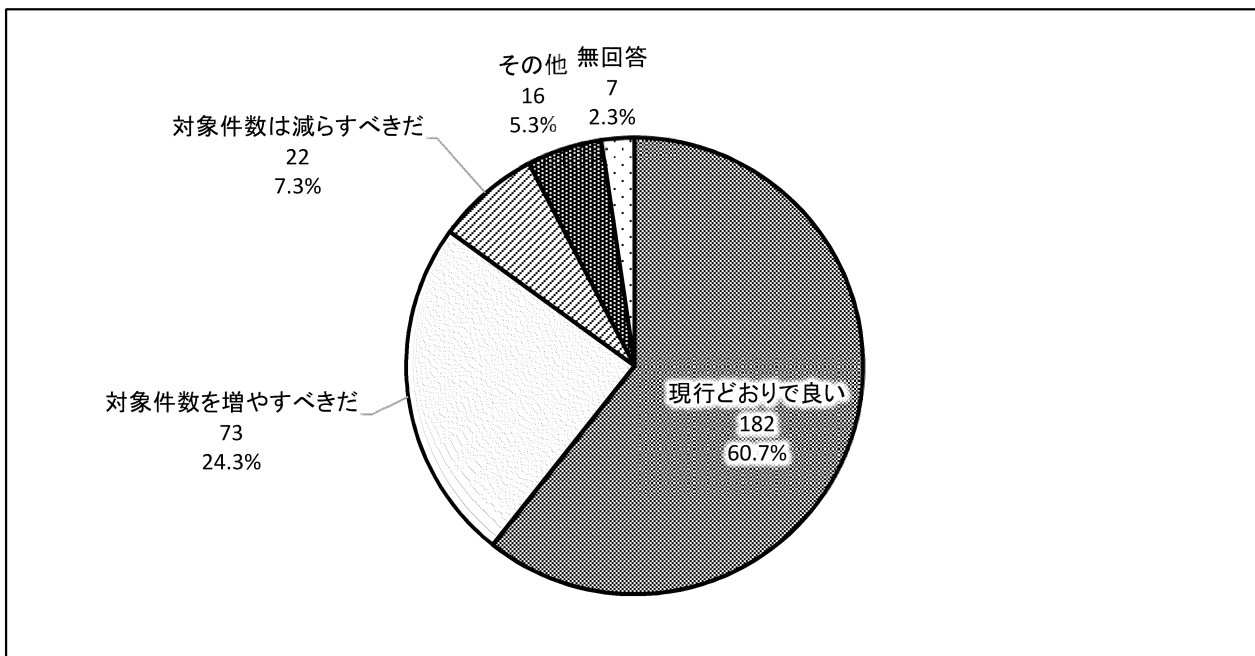
※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

問9 工期の担保及び受注機会の確保のため、一抜け方式※を実施していますが、対象とする工事の発注件数についてどのようにお考えですか。該当する回答番号に○をつけてください。
 ※発注者が指定する工事の落札者は、発注者が指定するほかの工事の落札者になれない制度

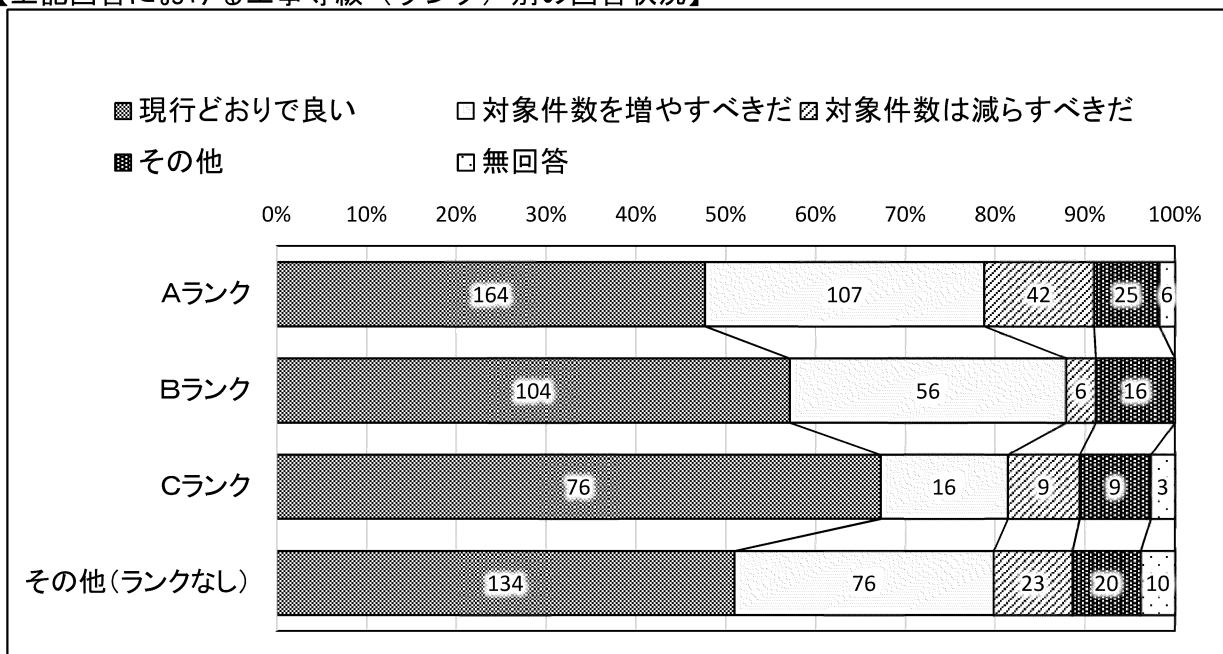
- 1 現行どおりで良い
- 2 対象件数を増やすべきだ
- 3 対象件数は減らすべきだ
- 4 その他
- 5 無回答

| |
|------|
| 182 |
| 73 |
| 22 |
| 16 |
| 7 |
| 1～5計 |
| 300 |

※ 6者が「1」～「3」を選択した上で、「4 その他」に意見を記載したことから、集計上回答者数より多くなっている。



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



※上記クロス集計については、各事業者の登録工種ごとに集計を行っていることから、回答数の合計が問9における回答数（300）と一致しない。

【「4 その他」に記載された内容】

【制度の見直しに関する意見】

- ・ 指名業者が複数の案件の工事を施工可能であるなら、落札者となれば良いと思う。
- ・ 同年度同時期発注でなくとも事業年度が重複する発注年度の異なる大型案件(PFI、DB方式等)においても一抜け方式(一抜けに代わる参加制限)を採用されてもよいのでは。
- ・ 建築一式工事の大型物件のような取り組みは現行どおりでよいが、土木一式、下水道管渠の様な分割発注による一抜け方式は不要である。
- ・ 同工事の一抜け方式ですが、受注した業者は期間を設け参加資格をなしとする。

【その他の意見】

- ・ 現場が連続している場合、他の受注業者の工事が完了しないと着手できない場合がある。TPOによる。
- ・ 無くすべき(2)

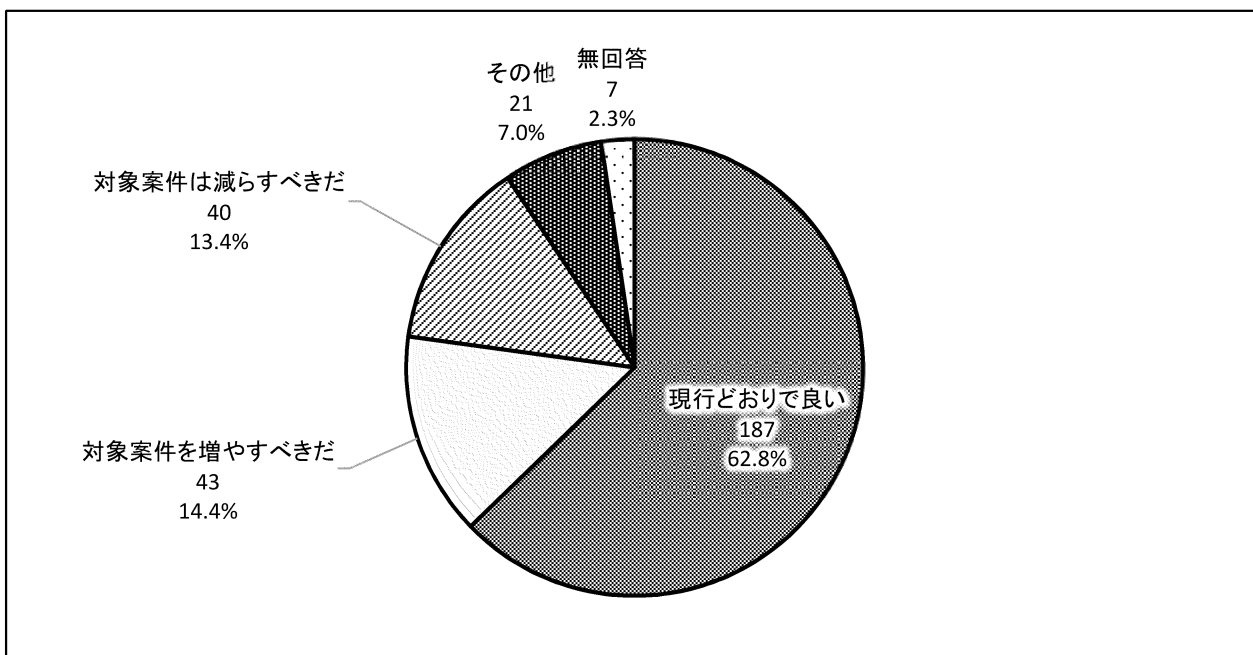
※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

問10 技術点と価格点を考慮して落札者を決定する総合評価方式(簡易提案型)について、年間2件ほど試行していますが、どのようにお考えですか。該当する回答番号に○をつけてください。

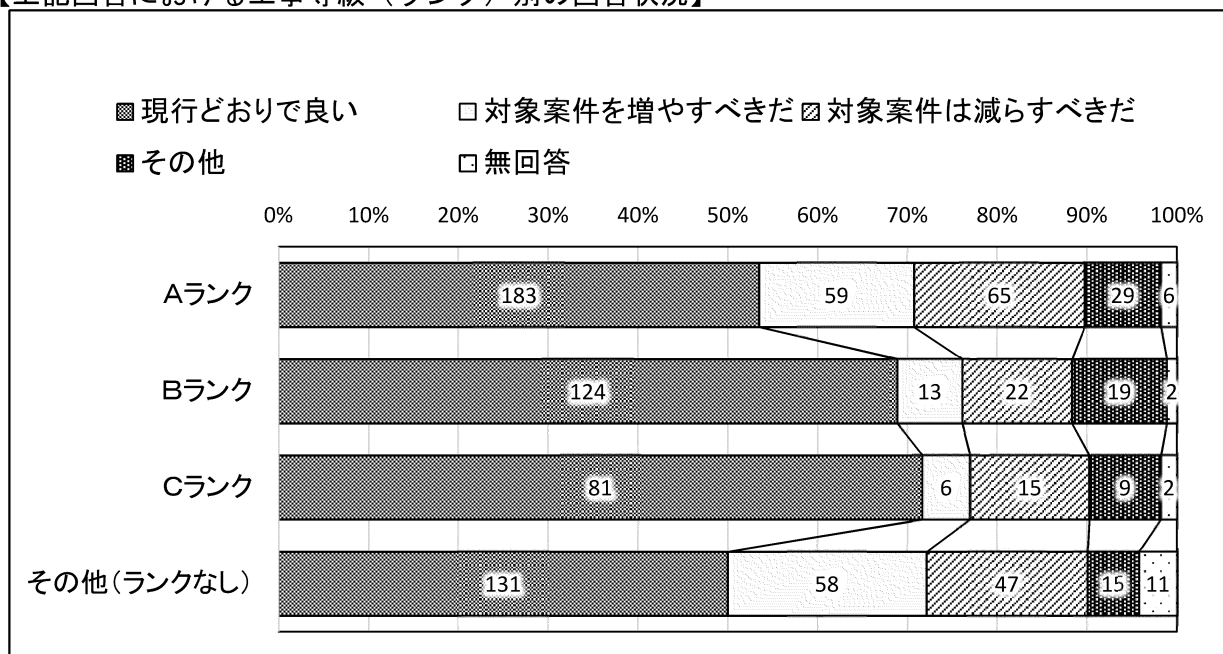
- 1 現行どおりで良い
- 2 対象案件を増やすべきだ
- 3 対象案件は減らすべきだ
- 4 その他
- 5 無回答

| | |
|------|-----|
| | 187 |
| | 43 |
| | 40 |
| | 21 |
| | 7 |
| 1～5計 | 298 |

※ 4者が「1」～「3」を選択した上で、「4 その他」に意見を記載したことから、集計上回答者数より多くなっている。



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



※上記クロス集計については、各事業者の登録工種ごとに集計を行っていることから、回答数の合計が問10における回答数（298）と一致しない。

【「4 その他」に記載された内容】

【制度の運用に関する意見】

- ・ 総合評価方式の工事を増やしてほしい。
- ・ より特殊な施工を必要とする工事に対し総合評価方式は採用すべき
- ・ 契約決定迄に日時が掛り、雪寒期に施工する様な発注時期に御一考を願いたい。
- ・ 会社の大小(規模)により、落札できる件数が多くなると思われるので、平等受注を求めるので総合評価方式自体を反対します。

【評価方法に関する意見】

- ・ 価格だけでなく、施工実績や配置予定者の資格、施工実績など総合評価方式を増やす方が良い。(3)

【その他の意見】

- ・ Aクラス以外は施行すれば応札者が減ると思います
- ・ 工事の完成度にそん色はないと考える

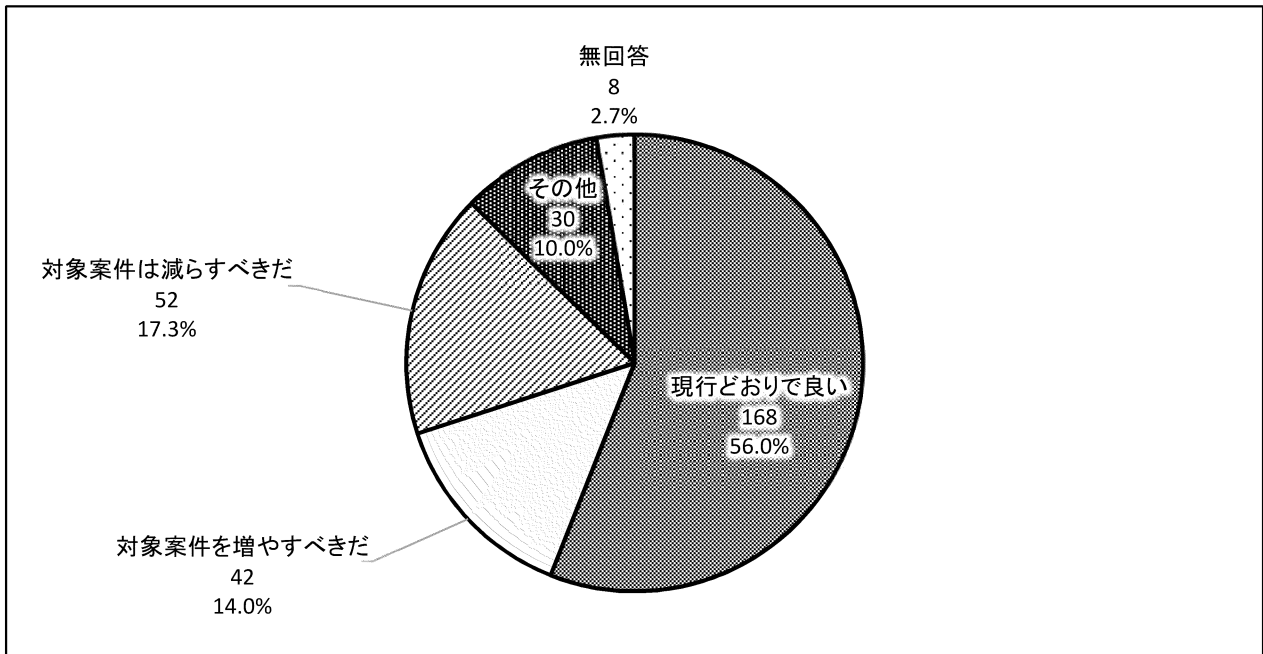
※（ ）内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

問11 設計・積算業務の簡略化及び早期発注などのため実施している概算数量発注方式について、どのようにお考えですか。該当する回答番号に○をつけてください。

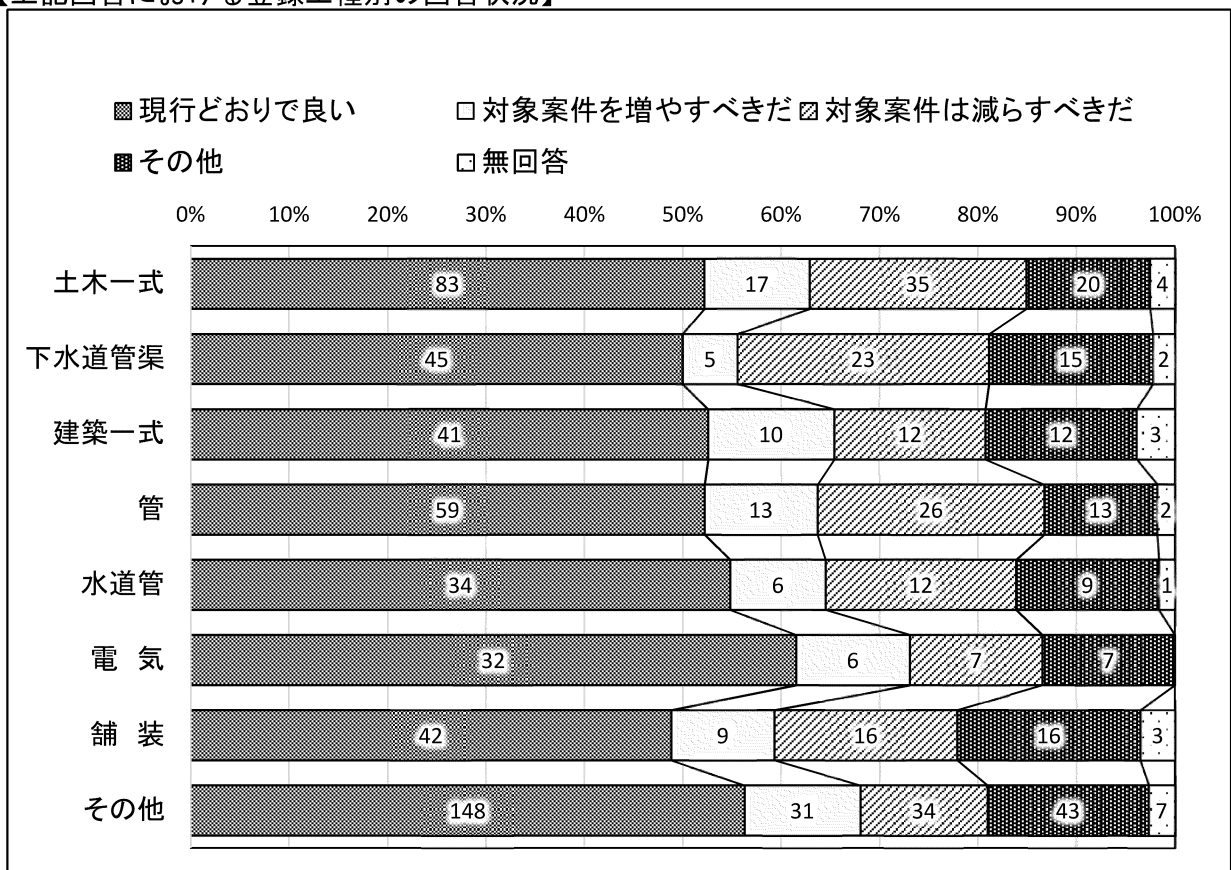
- 1 現行どおりで良い
- 2 対象案件を増やすべきだ
- 3 対象案件は減らすべきだ
- 4 その他
- 5 無回答

| | |
|------|-----|
| 168 | |
| 42 | |
| 52 | |
| 30 | |
| 8 | |
| 1～5計 | 300 |

※ 6者が「1」～「3」を選択した上で、「4 その他」に意見を記載したことから、集計上回答者数より多くなっている。



【上記回答における登録工種別の回答状況】



※本設問については、概算数量発注方式の対象が指名競争入札の案件であり、工事の種類が限られていることから、登録工種別によるクロス集計を行った。

※上記クロス集計については、各事業者の登録工種ごとに集計を行っていることから、回答数の合計が問11における回答数（300）と一致しない。

【「4 その他」に記載された内容】

【制度の運用に関する意見】

- ・ 不要と思います。正確な設計、積算に基づいて発注するのが本来の形です。概算でスタートしても工事が大変なだけです。(4)
- ・ 出来るだけない方が望ましい。(5)

【発注方法や費用負担範囲に関する意見】

- ・ 概算発注の場合、調査により内容の変更になる事があるが、その場合少しでも早めに施工出来るようお願いしたい。
- ・ 概算発注がやむを得ない場合は、工法・数量等の変更の決定など柔軟かつ速やかに決めてほしい(12)

【その他の意見】

- ・ 業種によっては簡略化にはならない。

※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

制度改正

問12 当委員会では、利害関係者による長岡市職員への働きかけをなくすため、市職員が持っている情報の価値を限りなく0（ゼロ）に近づけるための最低制限価格制度の見直しについて、「変動型(平均型)最低制限価格制度への変更」が適当との考え方を示しました。資料No.1(☆)をご覧ください、次の問にお答えください。

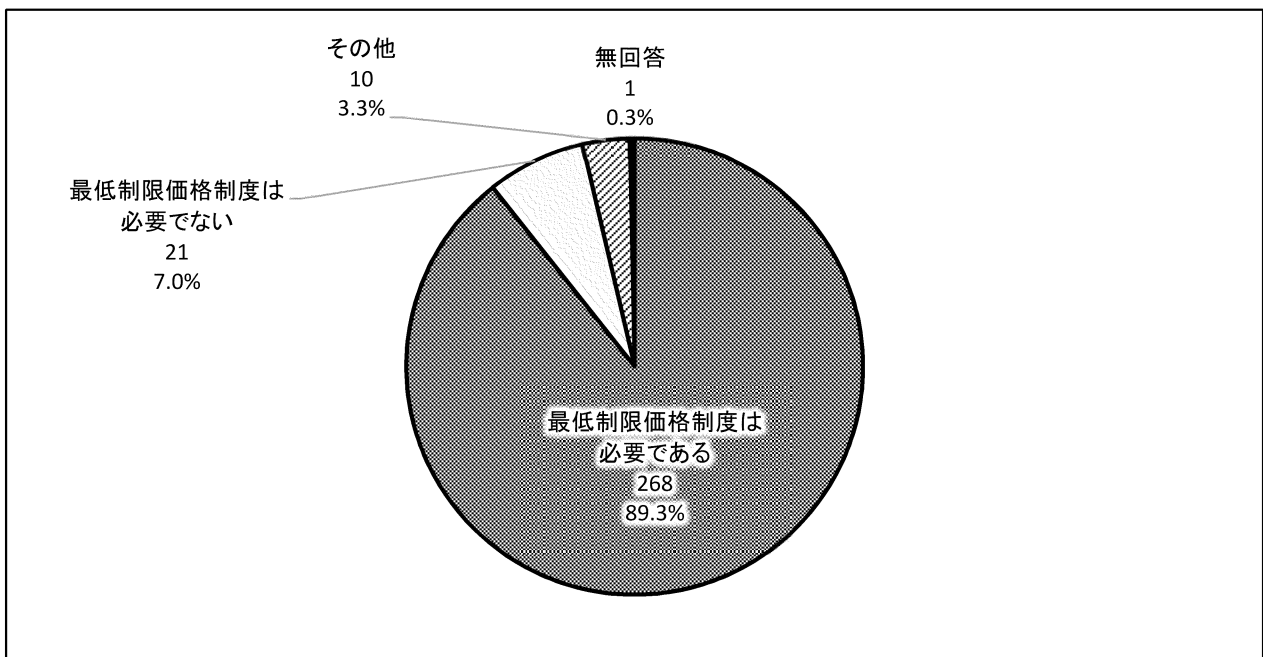
☆ 資料No.1とは、第4回検討委員会の『資料No.1-1最低制限価格制度の見直し及び予定価格の取扱いについて』（市ホームページを参照）の表面の記載内容です。

(1) ダumping防止及び品質確保のため、最低制限価格が設定されていますが、その必要性についてどのようにお考えですか。該当する回答番号に○をつけてください。

- 1 最低制限価格制度は必要である
- 2 最低制限価格制度は必要でない
- 3 その他
- 4 無回答

| |
|------|
| 268 |
| 21 |
| 10 |
| 1 |
| 1～4計 |
| 300 |

※ 6者が「1」または「2」を選択した上で、「3 その他」に意見を記載したことから、集計上回答者数より多くなっている。



【「3 その他」に記載された内容】

【制度の必要性に関する意見】

- ・ 仕事の絶対量が少なく、低価格での応札が多くなり、仕事はとり難く、かつ適正な利益が出にくい状態です。品質確保はもちろん適正な利益確保の為に、明確な最低制限価格制度は必要と感ずます。(2)
- ・ 業者を守るため、必要である。しかし、制限価格を決めず、応札数の平均者にするなど、工夫などあってもよい。必ず一社しか請負ができないので、決めない方がよい。

【制度の見直しに関する意見】

- ・ 最低制限価格制度は必要だが変動型にすると落札決定が積算力によるのではなく運によるところが大きくなるので現行のままでよい
- ・ 変動型でもよいが、計算式の公表を入札業者全者への情報を共有をお願いしたいです。
- ・ 最低制限価格は現行の0.90以上をお願いします(2)

【その他の意見】

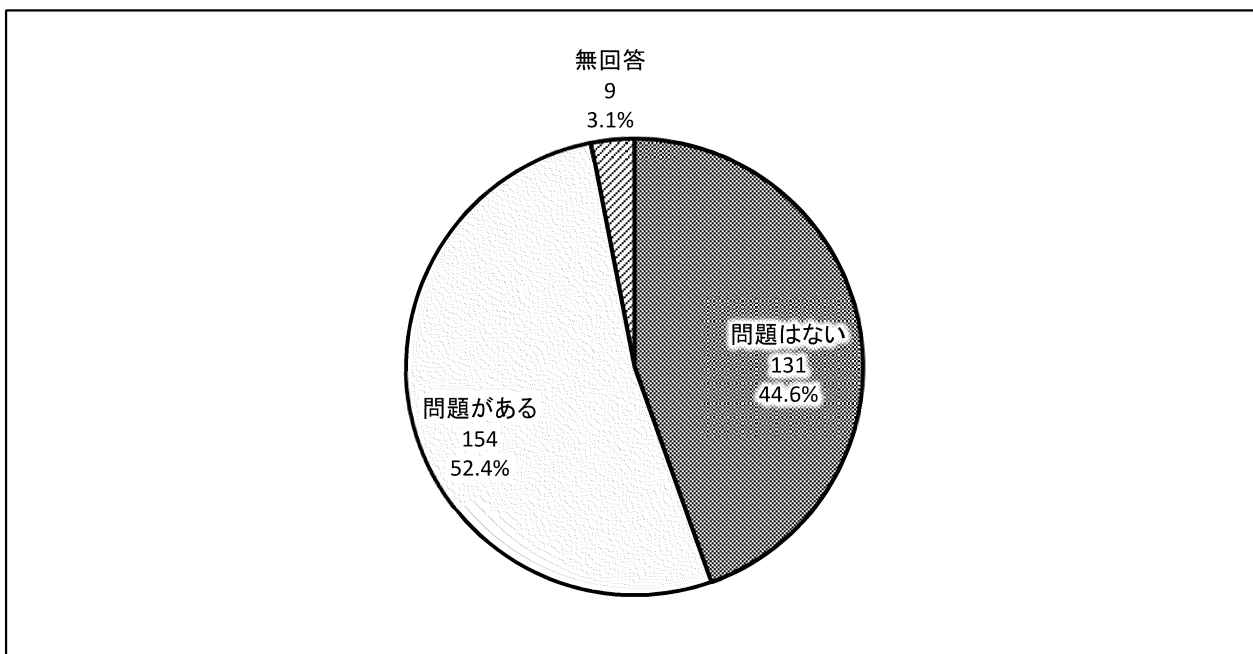
- ・ もっと具体案がないと何とも言いようがない。

※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

(2) 最低制限価格が、事業者の入札金額により決定されることについて、問題があるとお考えですか。該当する回答番号に○をつけてください。

- 1 問題はない (→問13へお進みください)
- 2 問題がある (→問12(3)へお進みください)
- 3 無回答

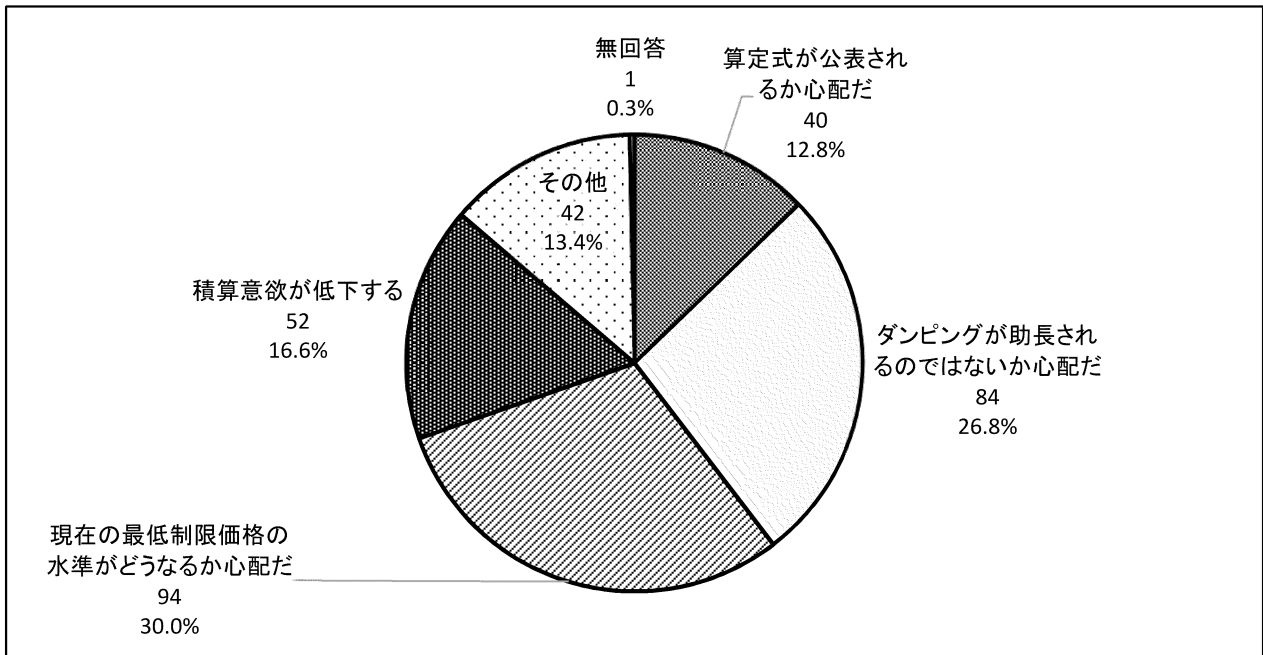
| | |
|------|-----|
| | 131 |
| | 154 |
| | 9 |
| 1～3計 | 294 |



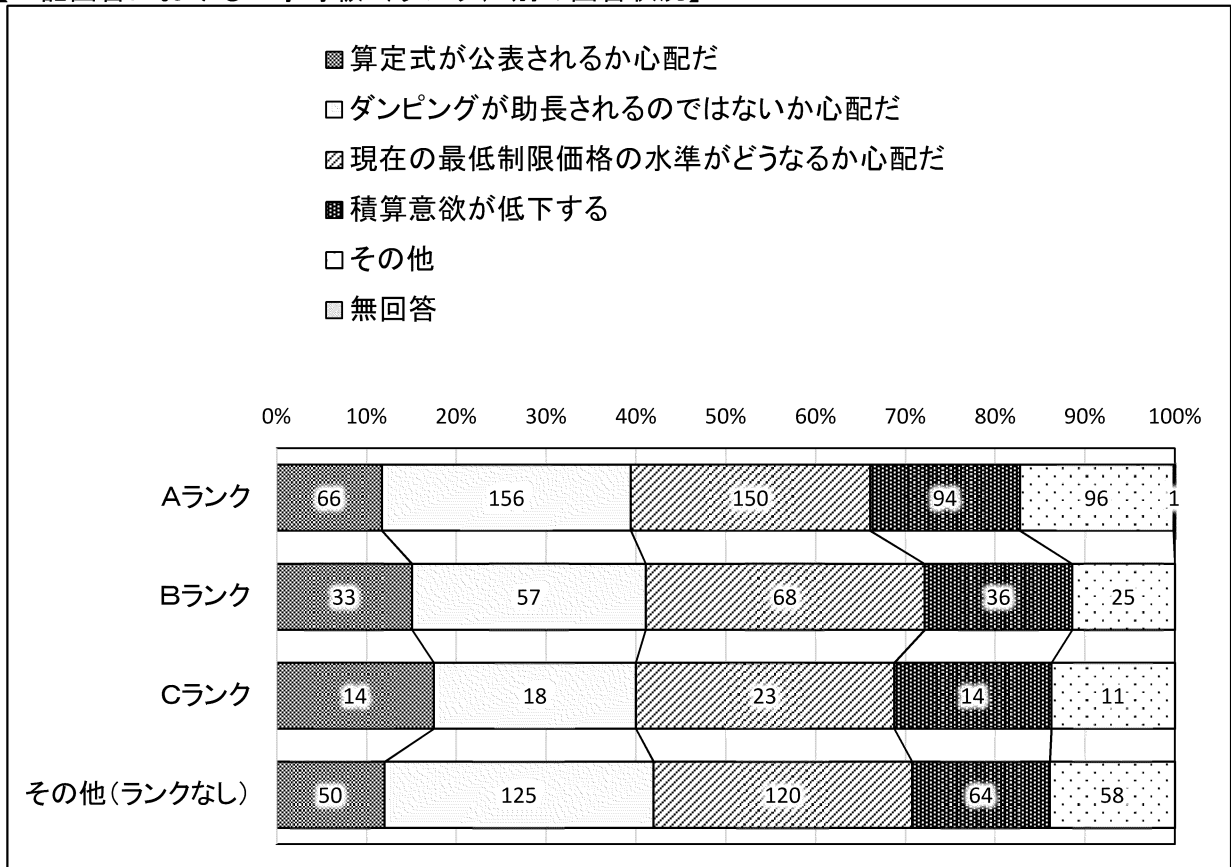
(3) (2)で「問題がある」と回答した方にお聞きします。どのような問題があるとお考えですか。該当する回答番号に○をつけてください。【複数回答可】

- 1 算定式が公表されるか心配だ
- 2 ダumpingが助長されるのではないかと心配だ
- 3 現在の最低制限価格の水準がどうなるかと心配だ
- 4 積算意欲が低下する
- 5 その他
- 6 無回答

| | |
|------|-----|
| | 40 |
| | 84 |
| | 94 |
| | 52 |
| | 42 |
| | 1 |
| 1～6計 | 313 |



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



※上記クロス集計については、各事業者の登録工種ごとに集計を行っていることから、回答数の合計が問12(3)における回答数(313)と一致しない。

【「5 その他」に記載された内容】

【変動型最低制限価格制度に関する意見】

- ・制限付き一般競争入札で、落札意欲のない業者の応札により、最低制限価格が上がったり、下がったりの変動が著しく生じるのでは？全く意味がない。(2)
- ・企業として安定した雇用促進及び会社経営が困難となるため最低制限価格制度は必要であり変動型になるのは大変困ります。(3)
- ・最低制限価格を大幅に下げれば、予定価格情報の「価値」は、そもそもなくなってしまう。そこそこの利益を期待し、勝算を目論んで入札した者が、変動制限価格以下で「無効」となるような制度は、本来の入札の意味を踏みにじっている。
- ・従来の方式であれば積算能力の高い業者が落札(またはくじ)をできたはずが、変動型最低制限価格制度(以下「変動制」)へ変更することにより失格となり、逆に適切な積算を行わず入札を行った業者が発注する事態が懸念される。
- ・変動型は不適当です。入札額の判断において、必ず落札する意志のもと限界まで低価格にする事や、経営判断で高目にするなど工事ごとに考えて応札しています。変動型では何を基準にして良いか不透明であり、事業計画もない運任せの入札方式と考えます。また、不当に低価格の応札をする業者が現れ、その価格に制限価格が引張られ価格破壊が起きると容易に想像がつきます。何より設計内訳書を隠匿し一部業者の落札を有利にしたことで、積算にかかる負担が増大した挙句、仕事が取れないことが続き企業も人も疲弊しています。それにも拘らず、市職員のみを守るために、さらに業者にその分のしわ寄せを押し付ける制度に問題があると考えます。(2)

【最低制限価格の算定に関する意見】

- ・最低制限価格の積算方式が不明である。
- ・現行の制度では設計価格の正解は一つしかないはずですが、ミスによる違算が最低制限価格を左右する可能性があるのであれば納得は出来ない。また、入札手法として故意による違算の可能性も否定できない。(3)
- ・最低制限価格は、品質確保及びダンピング防止の意味があり、事業者の入札金額で変動することに違和感がある。(2)

【最低制限価格の水準に関する意見】

- ・予定価格の90%以上であれば良い。適正な最低制限価格を希望します。(3)
- ・係数の掛率を各社狙っていく事で自ずと最低制限の金額が低くなり経営圧迫の心配がある。(6)
- ・品質・安全等に支障が出るか心配である。(2)
- ・説明のあった変動型(平均型)最低制限価格制度に移行するにしても、品質の確保の観点から現行の最低制限価格の設定は必要だと思う。(2)に説明がある「一定の係数を乗じて」の部分でその係数が0.9などの係数を掛けられると、最低制限価格が下がる可能性があるため、当初設定した最低制限価格を上まわる金額で設定されるようにすべきだと思う。(2)
- ・最低限の品質が確保される価格という意味で、発注者において一義的に水準が決定されるべきである。また、品確法の解釈上、検証が必要ではないか。
- ・現最低価格以下の金額を新最低価格の計算式に加えるのはいかがか。

【積算意欲に関する意見】

- ・最低制限価格の変動により落札は運だけになり、営業社員の士気が下がり会社運営にも影響します。入札制度改革で受注者側に大きく負担になる方策はよろしくないと思います。(4)
- ・受注意欲と積算努力を積み上げている業者が受注できず、受注意欲もなく努力もしていない業者が落札する恐れがある。受注意欲があるにもかかわらず目標値がないため、何をもって意思表示をすれば良いかわからない。現場状況、積算詳細の確認等行わずとも積算が適当(まぐれ)な業者でも受注できる等の理由から現行通りの最低制限価格ありの入札をお願いします。
- ・変動制は積算の制度に関係なく落札されるため、積算意欲の低下を招くだけでなく工事調達に係るコストや今までの努力やこれからの努力すべてが報われない状況を作り出す。それはもはや競争入札ではなく、くじによる決定の方がまだ納得が得られる。また、市職員の保全を中心に考えているようだが、現在従事している積算担当者が築き上げた社内の立場、しいては優れた積算担当者の必要性も危ういものとするを併せて考えていただきたい。
- ・各社とも、入札で受注するため、積算能力の向上を目指し日々努力してきたが、それが無駄にならないようにしていただきたい。

【その他の意見】

- ・ ①「変動型最低制限価格制度」は、制限付き一般競争入札に限定する。②最低制限価格者で電子クジ引きを行う。(新潟県方式)③指名競争入札は、現状どおり最低価格者を落札者とする。
- ・ B,Cランクについては現行通りの最低価格設定が望ましい。小規模でも直営労務を抱えており、自社の仕事量の少ない時は最低価格を目指して入札したい。
- ・ 変動制であっても最低価格に近付けるために予定価格は重要であり、市職員が持つ情報の価値はなくなるわけではなく微減するだけである。入札制度そのものを変えるのではなく、入札時にすべての情報を開示する方が有効と考えられる。
- ・ 現行の制度では、第三者でも入札結果における入札金額の偏りから、市の違算(積算ミス)の有無を容易に推測することができる。しかし、変動制では応札者が計算上の最低価格を基に予想して入札金額を決定するため、各社の入札金額にばらつきが確実に起こる。その結果、市に違算があっても一見正当な入札に見せかけることができ、発注者にとって都合の良い制度となりえる。なお、変動制への変更は望まないが、変動制の運用には市の違算の隠蔽防止のためにも疑義申し立て制度との併用が必須の条件といえる。

※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

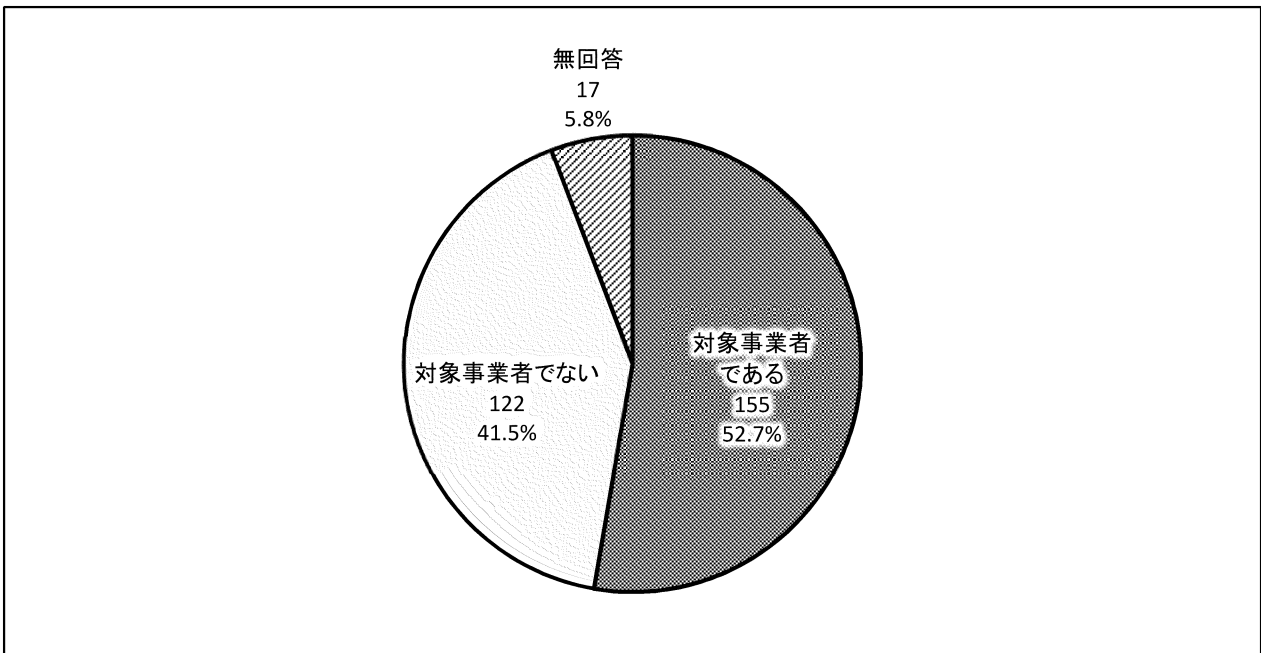
問13 当委員会では、長岡市の入札・契約制度全体を点検していく中で、高落札率である安全安心地域づくり工事について、地域性を考慮しつつ競争性確保の観点から「当該地域に限定せず、必ず複数地域から事業者を選定する。」との考え方を示しました。資料No.2 (☆)をご覧ください。次、次の問にお答えください。

☆ 資料No. 2 とは、第4回検討委員会の『資料No. 3-1 「長岡市安全安心地域づくり工事」に係る検討』(市ホームページを参照)です。

(1) 貴社は、安全安心地域づくり工事の対象事業者である「地域貢献建設事業者」ですか。該当する回答番号に○をつけてください。

- 1 対象事業者である
- 2 対象事業者でない
- 3 無回答

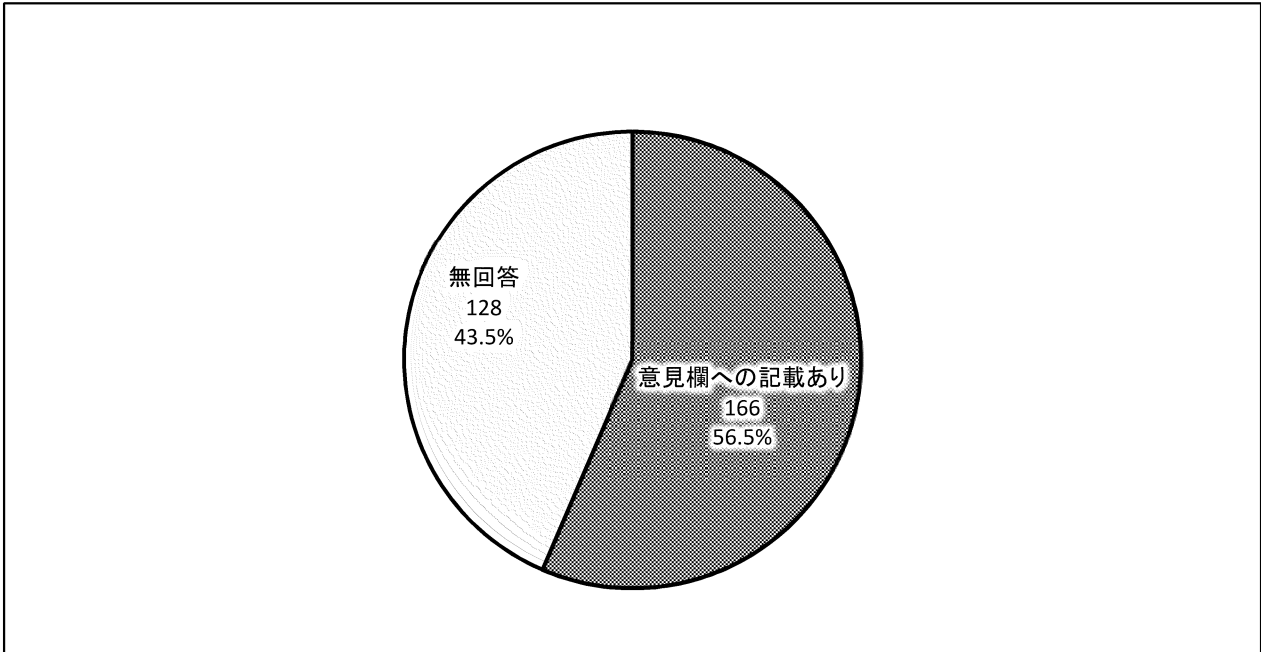
| | |
|------|-----|
| | 155 |
| | 122 |
| | 17 |
| 1～3計 | 294 |



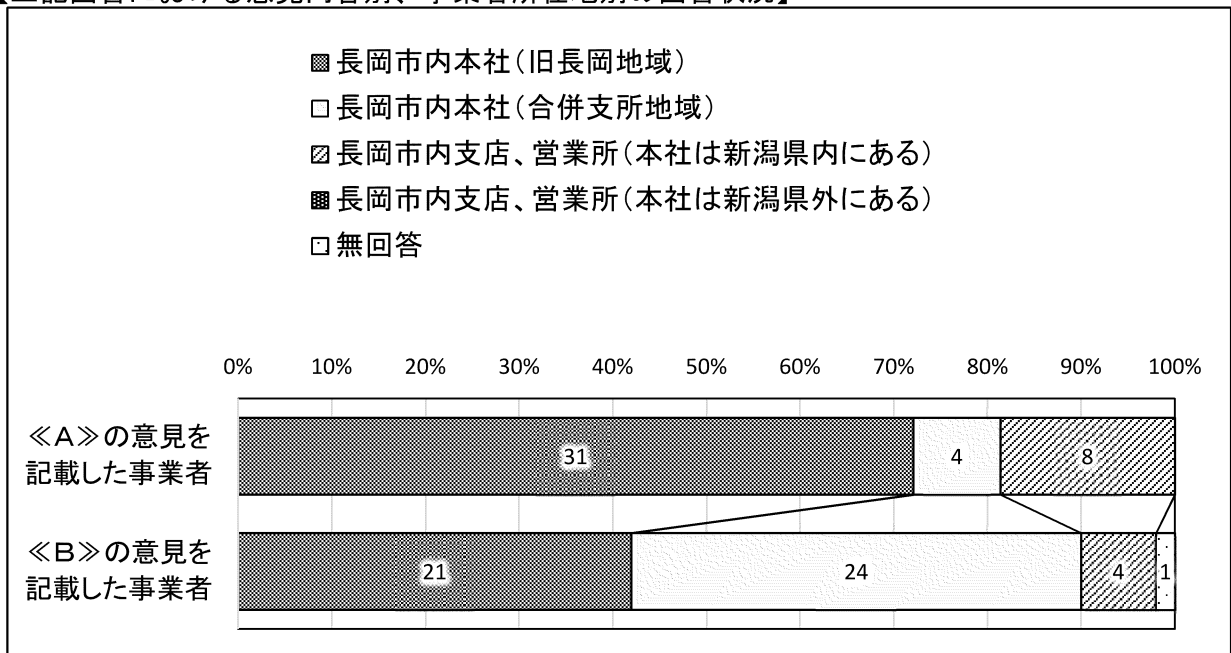
(2) 競争性確保の観点から「当該地域に限定せず、必ず複数地域から業者を選定する。」ことについてどのようにお考えですか。

- 1 意見欄への記載あり
- 2 無回答

| | |
|------|-----|
| | 166 |
| | 128 |
| 1、2計 | 294 |



【上記回答における意見内容別、事業者所在地別の回答状況】



※上記クロス集計は、意見欄に記載された意見から一部を抽出（次頁【「意見欄」に記載された内容】を参照）し、それぞれの意見を記載した事業者の所在地別に集計を行ったものである。

【「意見欄」に記載された内容】

【業者の選定方法の見直しに関する意見】

- ・ 複数地域からの選定はよい事だと思う(25)
- ・ 限定しないことは良いことだと思います。地域を限定すると談合の温床となります。(7)
- ・ 競争性確保のために複数地域からの業者選定は良いと思います。(7)
- ・ 業者数確保の為、妥当と思う。加えて、市外業者参加案件が必要。一定の設計額以上という条件は必要と思うが。
- ・ 良いと思いますが、金額、工種により地域限定も必要な場合もあると思います。
- ・ 今以上に競争性が確保され良いと思うが災害時等の対応等を配慮して頂きたい。
- ・ 決定事項の為しかたなし
- ・ 当該地域の業者の受注のための安全安心工事だと思うので地域限定のままにしてもらいたい。(36)
- ・ 現状で良いと思います。落札率が低くなると、作業員の労務単価が上がらず作業員の確保が難しくなる。下請け業者は、更に厳しくなり、会社経営が悪化する。(3)
- ・ 安全安心地域づくり工事について、現行どおりで十分競争性が確保されています。委員会の考え方は最低制限価格程度の落札率となることで競争性が確保されていると考えているのでしょうか。落札率と競争性は関連づけることができないと考えます。安全安心工事の目的は『災害対応等で地域の安全、安心の確保に貢献している市内の建設業者に対する受注機会の確保や健全経営への支援を図ること』となっており地域性が重要とされる制度です。複数地域からの事業者選定することは制度の目的から外れることとなるため反対です。(11)
- ・ 一般競争入札に比べ、安全安心地域づくり工事はボリュームが小さく採算性が悪い傾向にあります。しかも、現在の積算基準は大まかで、山間部や平地など地域特性を考慮したものではありません。よって、落札率が高くなる傾向は否めません。地域に詳しくないものが落札した場合に思わぬ損失を被ることもあります。できるだけ地域特性が理解できる範囲での拡大を期待します。(34)
- ・ 遠方の事業者は、入札を辞退するのではないかと心配(3)
- ・ 地域に根付き貢献している意味合いが薄れ地元に着実に貢献していこうという意欲が失われる。時には採算度外視で協力もしている。(5)
- ・ 大手企業が参入すると地域になんのメリットもない
- ・ 飛び地ではなく、隣接する地域に限定して選定すべき。(2)
- ・ 当該地域に相応の業者が不足の時は地域外から選定するのが望ましい(3)
- ・ 安全安心地域づくり工事については緊急性が高い物件であると考えられる為、地域貢献建設事業者で当該地域・近隣地域での入札が良いと思います。安全安心地域づくり工事以外の緊急性の伴わない物件は、複数地域よりの指名が必要と思われます。(4)
- ・ 業種と地域による。土木管に限ると、地元満足度という観点で、なるべく地域に密着した事業者が仕事をしたほうがクレームは出にくい。特にメンテナンスが必要な業種は早急の対応が求められる。
- ・ 当該地域に限定する、複数地域から選定する、どちらも一長一短あると思いますが、当該地域に限定すると談合が常態化すると思う。
- ・ 安心安全地域づくり工事は地域性を考慮しつつ、競争性確保しなければならないとあるので、全工事ではなく試験的に数件複数地域から1~2社選定し、8社指名でやってみたらどうか。

【その他の意見】

- ・ 「長岡地域は実施しない」では、あまり意味が無い。
- ・ 合併から約10年経過したのだから、地域性は縮小するべきと考える。
- ・ 地域業者を優遇又はJVとする。
- ・ 県内本店で支店・営業所等が市内にあり、長年にわたり長岡市に貢献してきた会社は対象業者にしてもよいのではないだろうか。地元業者扱い。(6)
- ・ 安全・安心は中止したほうがよい。指名などすると不正がまかり通る原因となる。

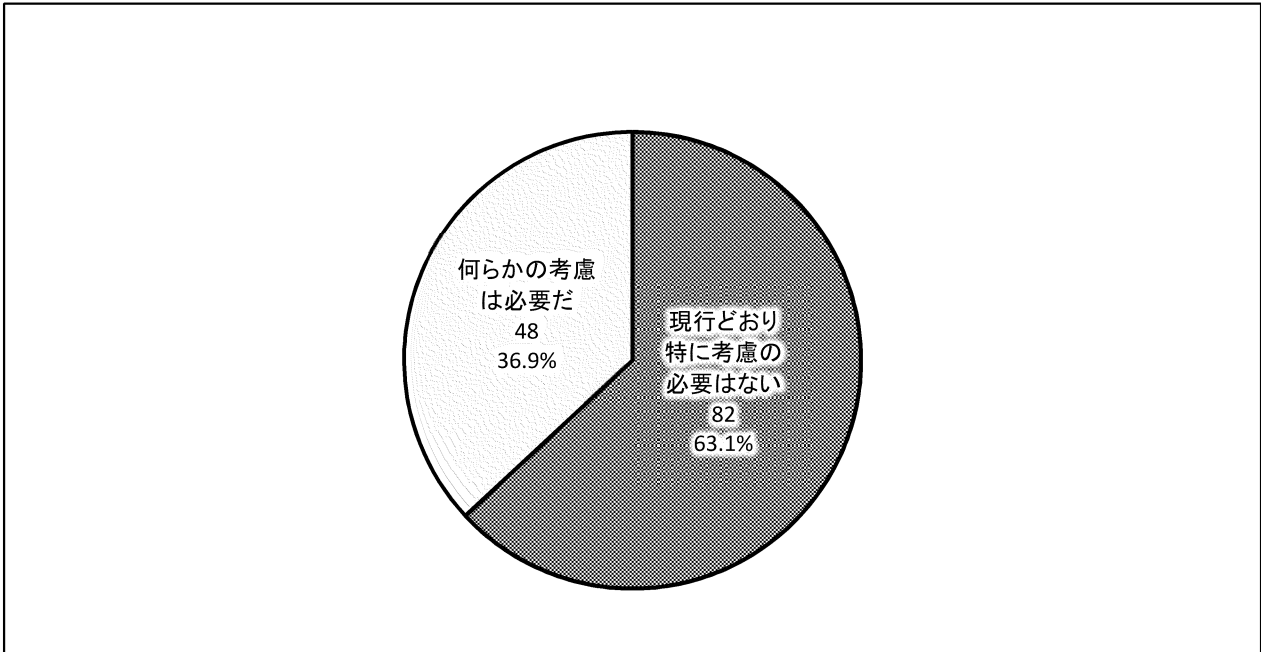
※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

その他

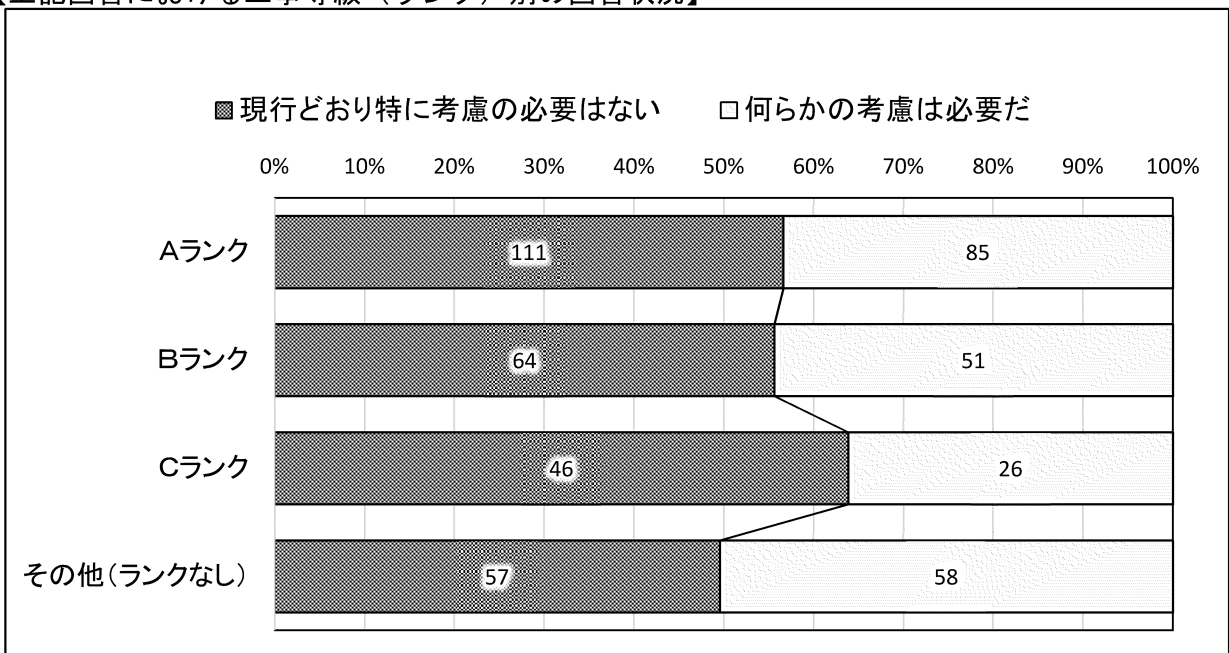
問14 除雪に協力されている事業者にお聞きします。除雪への協力に対し入札制度での一定の考慮（総合評価方式における配点など）の必要性について、どのようにお考えですか。該当する回答番号に○をつけてください。

- 1 現行どおり特に考慮の必要はない
- 2 何らかの考慮は必要だ

| |
|----------|
| 82 |
| 48 |
| 1、2計 130 |



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



※上記クロス集計については、各事業者の登録工種ごとに集計を行っていることから、回答数の合計が問14における回答数（130）と一致しない。

【「2 何らかの考慮は必要だ」に記載された内容】

【一定の考慮に関する意見】

- ・ 総合評価方式の配点を多くする。また、除雪作業員確保のため、維持修繕工事などを優先的に発注する。(3)
- ・ 建設業者として、冬期間の道路を確保する為、人手不足のなかで作業員及び重機を確保して精一杯努力している。毎年、冬期間(4か月)は除雪最優先で取り組んでいることを汲み取ってもらいたい。(5)
- ・ 除雪に協力している業者としては働き方改革と労働者の高齢化による人材不足が重なり除雪と工事作業が伴わない状況のため工事期間を考慮して頂きたい。(2)
- ・ 無雪・少雪時や雪解け頃(3月～4月)に出来る工事がほしい。
- ・ 除雪は商いだけと捉えないで地域貢献としての加点が必要です(5)
- ・ 随意契約の工事発注を願いたい
- ・ 総合評価方式の評価など評価してほしい。総合評価方式の工事を多くしてほしい。
- ・ 入札参加の条件に除雪業者を設ける。
- ・ 現行では、緊急的な指示書等による「維持管理実績」のみでの配点であるため、市との締結による「除雪」の配点を追加して頂きたい。
- ・ 地域を限定せず、指名をして頂きたい。
- ・ 安全安心工事の指名を増やす等の措置
- ・ 生業である以上考慮が必要(5)
- ・ 大雪等の除雪作業は、これ又命がけの作業であります。問13-(2)同様に、入札指名について、安全安心地域づくり工事への配りよを考えていただきたい。除雪にたずさわっている者しかわからない苦勞を充分に知ってほしいと思います。(2)
- ・ 降雪量は年により異なるため、「まったくない」、「想定内」、「想定外」など段階的考慮は必要だと思います。
- ・ 道路除雪だけでなく、要援護世帯などへの屋根雪除雪の取り組みも評価に加えるべき。(災害救助法が適用されることもあり、災害対応の一環)(2)

【その他の意見】

- ・ 年間の仕事の受注がないと冬期のオペレーターの確保ができない。民間の仕事も少ない。総合評価方式における配点はやめるべきだ。
- ・ やれる人が除雪をするわけなので考慮して欲しい人は、入札に参加しなければよい。これこそ企業努力が必要である。
- ・ なぜ道路除雪だけしか評価されないのか。除雪にも市庁舎建屋、市有駐車場除雪もある。
- ・ 木造住宅の屋根雪おろしをする人がいなくなり、市の民生委員の人や老人世帯が困っています。該当世帯の屋根雪の処理についての考慮は必要だと思います。(2)

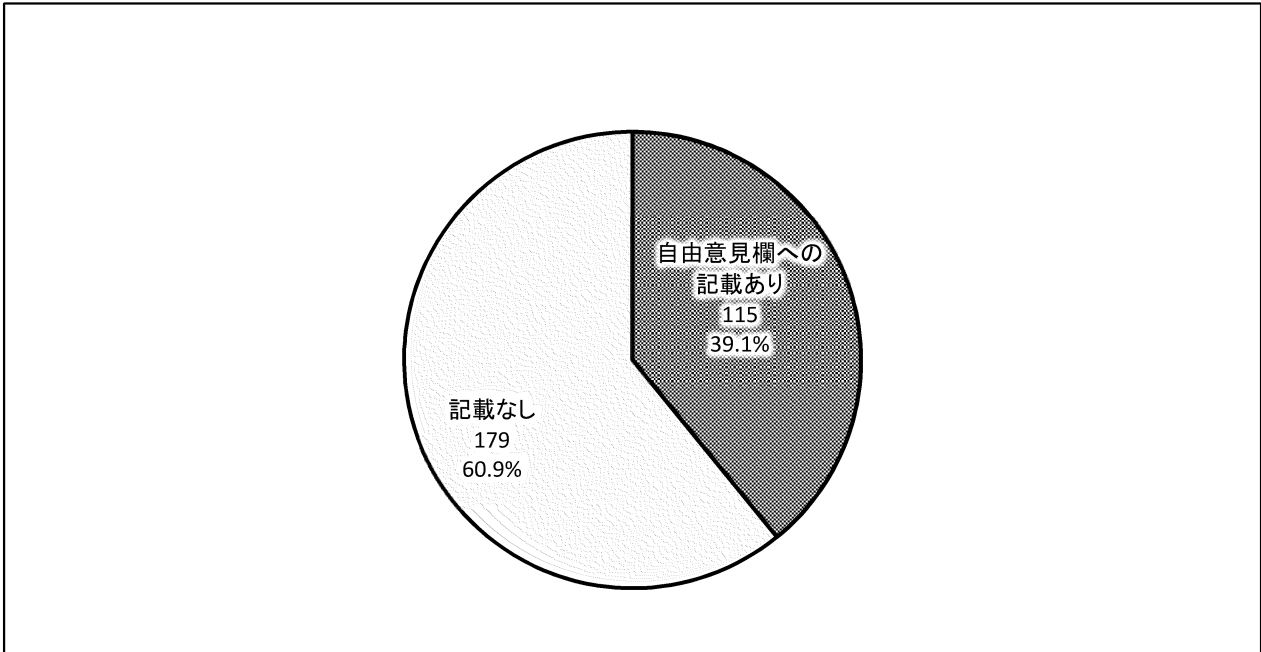
※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

自由意見欄

その他、問1～14以外に長岡市の入札・契約制度に関してご意見等がございましたら記入してください。

- 1 自由意見欄への記載あり
- 2 記載なし

| |
|----------|
| 115 |
| 179 |
| 1、2計 294 |



【「自由意見欄」に記載された内容】

【最低制限価格に関する意見(14件のうち主なもの)】

- ・ ホームページで公表されている他団体変動型最低制限価格の試算の資料によると、最低制限価格が現状より数段下がることとなり品質・安全性の確保及び受注意欲が低下するのではないかと心配である。改正後も最低制限価格が現状の予定価格に対して90%を維持できるような工夫をして頂きたい。また最低制限価格が下がる事により予定価に近い金額で落札する為に業者間での調整を誘発することになるのではないかと危惧されます。
- ・ 現在、入札情報が県と同様になり入札金額が算定しやすくなったといわれるが、その金額を出すために各社、日々努力をしている。今年度に入り、くじ引き決定物件が多くなっているが、長岡市も新潟県や新潟市の様に電子くじを導入すれば、市役所に行ってくじ引きを引く手間が省けるし、市役所の方も落札候補者がすぐに決まるので良いのではないかと。最低価格変動制にすると、積算能力のない会社でも受注する可能性があり、積算業務に対する意欲が低下する。変動制を実施している地区の業者に聞くと積算しても意味がないし、金額が安くなりやっつけられないとの話もあった。ぜひとも電子くじと総合評価方式の拡大をお願いしたい。
- ・ ①変動型のような積算精度に関係なく、100%運だけで受注が決まる方式は理解できない。まるで雲を掴むような制度。また、現在の最低制限価格を下回るのではと懸念される。
②総合評価方式がベストと思う。しかし簡易な施工計画の評価が公表されないため、その結果に疑問がもたれる。公表に踏み切ったらどうか。
③現在新潟県で行われている方式、全て積算数量を公表し、積算基準に基づいた積算の結果、同札であればくじ引きで対応する、この制度で良いのではないかと。

【発注及び指名に関する意見(33件のうち主なもの)】

- ・ 設計額が130万円超から指名競争入札ですが、消費税も上がるし、例えば200万円超とかからに変更してほしい。
- ・ 塗装工事物件が年間発注が少なすぎる。もっと出してほしい。
- ・ JV工事の受注では、各社寄せ集め人員で運営している。個々の企業が2～3人のチームを組む方が施工管理者の育成に寄与すると思います。分割できる案件は極力工事を分割し、発注した方が良いと思います。

- ・市内業者のみに限定せず、幅広く、市外業者なども時々入れて、談合防止に努力するべきと思う。市内業者のみでは、技術の進歩や価格の安価への努力が行き届かないばかりか、市職員との癒着につながる。
- ・合併市町村業者ですが、合併前より、ランク付され、当地に仕事があっても指名されず、疲弊している。10市町村の弱小企業はこまっている話をよく聞く。
- ・指名業者の選定で川東と川西に区分することがおかしいと思う。川東は範囲が広すぎて採算が合わない。近隣地域で指名業者を選定すべきと思う。
- ・旧長岡市の事業者が、合併前は支所地域の災害時の応援や災害応急復旧工事及び、指名入札の工事を請負施工していたが、合併後は支所地域の指名入札に選定されない業者がある。また、合併前から30年以上続けて支所地域の除雪作業に協力しているが、支所地域の指名入札に選定されない業者がある。など、支所地域の指名入札の事業者選定に加えていい業者が指名選定されていない現状は問題がある。
- ・合併地域においては、市道の維持管理において包括管理業務制度が導入されており、昨今増々、地域性を重視した維持管理体制に変化しつつあります。また、地域貢献建設事業者認定制度や消防団協力事業所認定制度の観点から、災害発生時や緊急時などは、地域の業者が最優先に地域の安心・安全を確保する役目を担っております。地域性の重視は再度優先して頂きたいと思います。競争性の確保も大事なことです。入札物件が「モノのたたき売り」の如く扱われないようお願いします。
- ・一般競争入札を全地区が均等に応募できるようにしてもらいたい。現状だと長岡市地域西地区限定の工事が多いように思われる。・同じ業者が連続して落札することが多いので、入札時期が同じ場合、地域が一緒じゃなくても一抜け方式を増やしたほうが良いと思う。
- ・管工事において、以前Bランクの時は落札できていたのに、Aランクに上がったなら落札できるチャンスが減ってしまった。出来ればBランクに戻りたい。
- ・長岡市の人口推移をみてもわかるように、老人人口は増加し、生産人口は減少傾向にある。これは弊社の従業員年齢分布をみてもそのまま当てはまる。特に建設業(特に作業員)のなり手は非常に少ない。特に弊社のような少人数の会社は、今のままでいくと遠からず廃業・M&A等で吸収される。業者数は減少していくため地元保全や競争は困難になる可能性が高い。今だけを見るのではなく、先々を見通すと、安全安心地域づくり工事のような制度はそのまま残し、地元業者の育成を勧奨することも重要であると思う。
ダмпिंगによる問題や品質確保に関しては、業者のモラル低下もあるが、発注者側の監督者が見抜くことも重要と思う。
- ・指名通知日から入札までの日数が少ない。
- ・仕事の早期発注をお願いしたい。
- ・①年末・年度末の工事施工集中を回避のため、複数年度発注とする事で余裕のある無理のない工期設定で発注願いたい。(工事施工平準化)
②市内支店・営業所(県内本社)業社にも工事指名をいただきたい。受注機会を増やしていただきたい。(納税と市民雇用に対して考慮をお願い致します)

【事務手続き及び市職員に関する意見(22件のうち主なもの)】

- ・現行の入札制度は、公平性があり一番良い方法だと思います。ただ、今回の件で何らかの制度変更をしなければならぬことも理解しております。そのことを踏まえた上で、入札制度を変更する場合には、公平性を確保するため、設計書の内容を明細表、代価表まで細かく公開していただき、公平性、透明性を図ってほしい。
- ・変更工事が発生したらすみやかに変更契約にくり入れていただきたい。
- ・追加、変更工事費については、難しい手続きを無くし、支払うべきと思います。設計管理による追加、変更も当然支払うべきと思います。
- ・①年に何回か17時過ぎの指名通知が有る。16時前とかに努力していただきたい。
②一般競争入札の落札候補者の決定は午前中にしてほしい。
- ・書類をもっと簡素化していただければ落札率も向上するのではないかと思います。
- ・今回の事件では、落札価格を事前に入手するという、一番やってはいけないことを考え仕組みを作った、受注者側は厳しい処分が必要ですが、今回のことで、市職員の業務がとどこおることのないようにしていただきたい。特に小規模工事などは、市職員の煩雑な業務を業者側が手伝う面もあり経費をあまりかけずに修繕工事を行うよう努力しているところです。
市職員の細かな業務が今まで以上にスムーズにできますように、ご配慮いただきたく思います。
- ・市の幹部が関係した今回の官製談合事件について、事件には全く関係なく積算努力、入札意欲を持って入札参加した業者のその努力が無になる入札改革は反対です。価格が漏れる等は市の職員のモラルの不足によるものであり、徹底した教育をお願いしたい。

- ・今回の一連の事件に関しまして当社としては不愉快です。この事件に関して県議員秘書・ごく一部の業者が行った行為であり、90%以上の業者はルールにのっとって入札等を行っております。それに関して長岡市の職員上層部が行った行為であり、私どもにこういったアンケートを出すことは非常におかしいのではないですか。市役所内部の上層部の改革が必要ではないですか。お願いをするとすれば、入札制度の最低制限の取り扱い、およびくじ引き等は現行通り行ってください。

ランク付けの変更をお願いしたい。土木一式工事のAランクを900点以上に戻していただきたい。

【その他の意見(46件のうち主なもの)】

- ・公平公正な入札・契約制度を望みます。特に、設計施工一括発注方式は、入札参加者の数が減り、競争性確保と言えないと思います。誰が見ても公平な入札をお願いします。アンケートではなく、生の声を聞いたらどうでしょうか？
- ・そもそも、このアンケートの主体となるものは、官製談合であり、我々業者側による談合事案ではありませんので、入札制度改革と言いながら、地域でろくに利益も出ないような工事を受けて、いつ倒産するかわからないような会社経営の中で、厳しい締め付けを受けるようでは、入札指名を受けても辞退するしかありません。長岡市政はもっと、住民と血の通った政策を実行してほしい。
- ・除雪に協力している事業者に入札制度で一定の考慮は必要だと思うが、入札に参加していない事業者もいるので、考慮してもらえらば修繕工事、資材搬入などを考えてほしい。
- ・市の協会などと定期的な意見交換の場を設けて、より実態にあった迅速な制度設計を継続的に取り組んでいただきたい。
- ・災害時に十分な人員の確保が出来るよう災害協定締結業者を優先的に指名し、経営の安定化を図って欲しい。各職種のランクに応じた制度の変更を希望します。
- ・競争性を強調する事は発注者の立場から判からない訳ではないが、行き過ぎた状態を要求している様に見受けられる。業者の育成、健全な利益等を考慮すれば、クジ引きが多くなっても仕方がない事と思う。
- ・1 改札後の疑義申し立てを採用し、入札参加者が納得できる落札結果として受け取れる様に透明性の強化を図ってほしい。
- ・2 落札後の情報公開資料を閲覧すると積算の間違い等が多数見受けられるので、市担当者の見積能力の向上や見積後の確認体制の強化に努めてほしい。
- ・3 工事成績評定結果(平成28年、29年、30年)の土木工事や管工事では、特定の数社による落札件数が多いことについても何らかの関連性を感じる。
- ・4 新潟県の入札制度に準じてほしい。
- ・5 以前の見積りにあたり一般の業者には分からない部分を多く含め、金額のつじつま合わせで入札せざるを得ないケースが多い中、特定業者へ落札させるための行為の有無について、市役所内でも不信感を持っている者も多いのではないのでしょうか？また、特定業者の金額が合う件数が多いことについて、市関係者間では疑問に思うことは無いのでしょうか？不思議です。(発注者側の入札に関わる不正事実が発覚した後ではあります)
- ・6 建設業協会幹部と意見交換し対処してほしいが、色々な意味で透明性が望まれると思われる。
- ・Aランク業者が多すぎるため、各工種のランクの見直しをしていただきたい。
今後、現行通りの入札制度で行って頂きたい。
開札時間が、遅延しがちである為、時間遵守をお願いしたい。
落札候補から、落札決定までを、迅速にしていきたい。
上記のほか、申請及び契約事務手続きを、迅速に対応して頂きたい。
- ・入札の透明性及び公正を確保するために、疑義申し立て制度の再開を強く望む。制度中止前の利用が5%程度だった背景には、契約検査課による一方的な却下や不受理のケースが多く、業者が提出の意思がありながらも自粛した結果である。しかしそれを於いても、100件の内5件くらいなら良いという考え方が応札者の努力と受注にかけられる思いを無視したものである。また、再開の際には「不受理の禁止」と透明性確保のため、結果を応札者に通知するだけでなく「誰でも閲覧できるようにすること」が望ましい。例えばホームページや電子入札システムで公表するなど。
積算基準書等がない工種の積算について、市職員が任意で選定した業者から見積もりが採用されており、その情報の価値は非常に高いものである。市職員の情報の価値を0に近づけるためには、原則として見積もり金額(資材を除く施工費または材一式費)の公表が不可欠である。
地域要件を条件とする工事(安全・安心工事を除く)について、対象となる業者数と発注件数の比率に偏りがあるので受注機会を均等に近づけるためにも、工事規模の調整等により発注して頂きたい。なお、平成30年度の地域要件付き一般競争入札における土木工事(下水道管渠を含む)では、発注件数が長岡川東地区を(1)としたとき、長岡川西地区(3)の比率であった。
除雪は慈善事業(無償奉仕)ではなく委託業務であること、また除雪路線と除雪業者は固定化されており新規業者の参入は現実的には不可能となっていることから、「除雪に協力している業者の入札時の考慮」をすることは公平ではなく、特段の配慮は当然必要ないと思われる。

- ・考慮の必要は有りませんが、除雪に対する市としての将来的な考え方が明確に示された方が良いと思います。業者は苦慮しています。
- ・メーカーでなければ対応が難しいこともある。業務内容によっては、入札でないほうが、お客様の利益につながる場合もある。

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会設置要領

(設置)

第1条 本市職員が市発注工事の入札に関する情報を漏えいした事件を受け、公正かつ透明性のある入札・契約制度の構築を推進し、職務遂行の公正性の保持と公務に対する社会的信用の回復を図るため、長岡市入札・契約制度に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 過去の入札・契約制度の検証に関する事項
- (2) 公正かつ透明性のある入札・契約制度の構築に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、市長が任免する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、市長が委員の中から指名する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政管理課で処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年2月27日から施行する。

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会の開催状況・検討経過

第1回 平成31年2月27日（水曜日）午後6時30分から8時まで

- ・事件概要及び長岡市の入札・契約制度全般の確認

第2回 平成31年3月19日（火曜日）午後4時から5時45分まで

- ・過去10年間の最低制限価格での落札状況について
- ・予定価格等の公表及び指名停止期間等に関する他市との状況比較について

第3回 平成31年4月8日（月曜日）午後6時から8時10分まで

- ・前2回の討議項目の確認及び整理並びに課題の抽出について
- ・今後の検討スケジュール及び事業者への状況・意向等調査（アンケート）の取り扱いについて

第4回 平成31年4月23日（火曜日）午後6時30分から8時15分まで

- ・課題の解決に向けた方策の検討について
- ・事業者アンケートの方向性について

第5回 令和元年5月9日（木曜日）午後6時25分から7時30分まで

- ・事業者アンケート（案）について
- ・提言の方向性及び構成並びに今後の進め方等について

第6回 令和元年5月27日（月曜日）午後6時30分から8時まで

- ・事業者アンケートの集計結果（速報）について
- ・提言（中間報告）の内容確認について
- ・提言（中間報告）の内容の最終確認及び決定（各委員へ持ち回り：令和元年6月7日（金曜日）～6月11日（火曜日））

提言（中間報告）手交 令和元年6月17日（月曜日）

午後2時30分から午後3時30分まで

- ・委員長より市長へ提言書を手交

第7回 令和元年7月4日（木曜日）午前10時から11時15分まで

- ・「提言（中間報告）」の市長への提出について（報告事項）
- ・事業者アンケートの集計結果について
- ・「総合評価方式（試行）」について

第8回 令和元年7月26日（金曜日）午前10時から11時30分まで

- ・「一般競争入札（指名競争入札）とする設計の基準」について
- ・「工事及び事業者の等級（ランク）」について
- ・提言（最終報告）の構成について
- ・長岡市における職員の再就職に関する取扱いについて（報告事項）

第9回 令和元年8月9日（金曜日）午後3時から4時40分まで

- ・「一般競争入札（指名競争入札）とする設計の基準」について（継続）
- ・「特定共同企業体（JV）を入札参加資格要件とする対象工事の基準等」について
- ・提言（最終報告）の内容確認について
- ・提言（中間報告）を受けての長岡市の対応状況について（報告事項）

第10回 令和元年9月20日（金曜日）午前11時から11時50分まで

- ・多様な入札制度について
- ・提言（最終報告）の内容確認について
- ・提言（最終報告）の構成について
- ・提言（最終報告）の内容の最終確認及び決定（各委員へ持ち回り：令和元年10月10日（木曜日）～10月17日（木曜日））

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会委員名簿

| | | |
|-----|-------|-----------------|
| 委員長 | 沢田 克己 | 新潟大学法学部 教授 |
| 委員 | 鯉江 康正 | 長岡大学 副学長・教授 |
| 委員 | 櫻井 香子 | 弁護士・新潟大学法学部 准教授 |
| 委員 | 中村 崇 | 弁護士 |
| 委員 | 並木 純子 | 税理士・行政書士 |

(敬称略)

長岡市の入札・契約制度改革への提言（最終報告）

令和元年10月

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会

この提言に関するお問い合わせ先
長岡市役所総務部行政管理課
住所 長岡市大手通1丁目4番地10
電話 0258(39)2208